

## 厚岸町議会 平成26年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成26年3月11日

午前10時30分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成26年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第3号 平成26年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

32ページ、事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

次に、34ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めてまいります。

34ページ、歳入。1款町税、1項町民税、1目個人。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 1目、2目、ちょっと通して質問させていただきたいんですが、残念ながらこの町民税の個人については、最近減額がずっと続いていますよね。それで、ただ、新年度予算を見ますと、前年度から見ると、その減額幅も相当狭まっているように思うんですが、それと、法人のほうは昨年引き続いて増額の予算になっているということで、最近、景気が上向いているというふうに言われているんですけど、依然として個人のほうは減額の予算を組んできているということなんですけれど、法人のほうは前年度より400万円近い増ですよ。そうすると、法人は非常に好調になってきているというふうに理解しているのか、それとも、相当な偏りがあるというふうに見るべきなのか、その辺をどういうふうに見ていて、そして、個人のほうにそれが反映されているのかないのか、そのあたりはどういうふうに押さえられて、こういう予算になってきたのか、説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） まず、個人のほうであります。26年度で課税上の改正があったのは、これは町税条例の改正で可決させていただいております。復興税制の関係で、均等割が500円積み上がっているということが要因としてございます。この部分の積み上げ額が約230万円ほどは織り込んでおります。

増額の要因ですけど、それと、収納率の関係ですけど、これは2年連続で好調な税収結果となっております。25年度においても前年度を上回る現在の状況にあります。これが前年度は93%で計上させていただいておりますが、今年度は93.5%ということで、0.5ポイント上積みさせていただいております。これが増額の要因でございます。

減額の要因でございますが、いろんな産業の状況を産業団体等から聞き取りさせてい

ただいております。全体の傾向として、それを課税ベースでどうとらえるかということになると思いますが、まず一つは、農業関連を昨年度振り返りますと、経費の関係で、どうも輸入穀物の値上がりがあったということでございまして、これは町営牧場の経営上もちょっと圧迫している要因があるんですが、これは個人の経営にも、やっぱり経費の増として積み上がるんでないかなということ、これはマイナス要因としてとらえさせていただきます。

それから、漁業の関係でありますけど、これはいろいろ魚種がございまして。サンマの状況は、水揚げ量としては少なかったということでございまして、水揚げ金額としては多かったという状況がございまして、これは経営する側の方も増でございましょうし、それから、そこに乗り組んでいる方にとってもいい影響があるのではないかなということで、この辺は若干上積みさせていただきます。

それから、カキ、それからアサリという養殖関係も、カキはもうほぼ震災前の状況に近づきつつあるという状況があります。ただ、アサリについては、残念ながらまだ復興には至っていないと思います。アサリについては、稚貝から成長するまで五、六年かかるというふうに言われていますから、まだ漁師さんのお話ですと、早い人で2年、かかる人だとあと3年から4年、いわゆる厚岸なりの大粒のアサリまで成長するにはまだ相当時間がかかるということで、まだそこには至っていないんですけど、幸いにして厚岸はいろんな漁業の組み合わせの中で個人の所得が維持されています。その中で大きいのが昆布もあると思いますが、昆布も、去年の状況を見ますと、前年度と同じぐらいの水揚げ金額が確保されているようございまして、そういった中で、ここは漁業に関しては大きな落ち込みは見なくてもよろしいのではないかなというふうには思っています。

そういった状況の中で算定した結果ということでございまして。

どうしても去年までの議論もありましたけど、全体的な納税義務者の数自体が、ここ数年の中では、落ち込みの数がそんなに多く見なくてもいいのではないかなと見ております。25年度の状況では、課税義務者数は4,668人でした。それが新年度の見込みでは4,655人ということで、13人の減程度の落ち込みで見ているところでございまして。そういった状況の中で個人については計算させていただきます。

それで、法人のほうでございまして、これは25年度の補正予算でも積み上げさせていただきましたが、法人に関しましては、個々人の経営者の方の申告の状況によります。例えば、大口の納税があったとしても、翌年度、例えば新たな投資や何かをしたら、その分は利益として出ませんので、どうしても課税ベースとしては抑えられる傾向があったり何かしますと、いいからといって、当初予算から過大に見積もらないように、期待値まで乗せないような調整はしております。ただ、今回は、積み上がっている部分は、これはちょっと申し上げてよろしいかなと思うんですけど、実は郵政事業の関係で、子会社だったのが一つになったという関係で、大きな組織に変わりました。そうすると、均等割の計算上、400万円ほど積み上がります。大体その部分が当初予算に反映させていただいたというふうに思っていたら結構かなというふうに思っています。

ただ、町内の景気の動向としては、そんなに悪くないというふうには見えています。この状況の中では、例えば土木建設関係とかも、かなり仕事が続いているという情報も

入ってきておりますし、その他の業種にも少なからず波及はあるのではないかなと思っ  
ていますが、その分は当初予算では見ないでおいているという状況でありますので、  
その辺、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今の話を聞いていると、地元の産業というか、農業、漁業につ  
いては、農業のほうでは、輸入穀物なんかの影響で厳しいものがあるけれど、漁業につ  
いては何とか、大きいサンマだとかそれなりの経営をしながらも、組み合わせの中でう  
まくいっているというふうには聞いているんですが、ただ、課税客体というか、これ自体  
の減少については歯どめがかからないという状況は続いていますよね。それで、補正予  
算の中でも、人口減の歯どめは依然としてかからないので、来年の国勢調査時には、厚  
岸町の人口が1万人がどうなるのかというような懸念を町長が示されていたというふう  
に思うんですけども、やはりどんなことがあっても、厚岸町の財政の中に占める割合  
が小さいとは言いながらも、この部分がやっぱり非常に大きな財源であるわけですから、  
それを落とさない工夫が、ある意味、必要ではないのかなというふうに思うんですけれ  
ど、それを進めながらも、やはり納税義務者が負担感だけが増えて、実際に大変な状況  
になっていくというのを抑えるのも町の役割ではないのかなというふうに考えるんです  
けれど、景気の動向が改善してきているということが言われていますけれど、厚岸町に  
どういう効果が出てきているのか、それは今、課長の説明では、まだ水産の一部と、そ  
れから建設関連、そちらでそれなりの効果が出ているように説明されたように思うん  
ですけど、これが働いている人たちの賃金等にもやっぱりきちんと反映されていかなけ  
ればならないし、それから、それに伴う関連企業、関連産業にも波及していくことが大  
事だというふうに思うんですけれど、そういうことをうかがわせるような状況を考えな  
がらの今回の予算になっているのかどうなのか、そのあたりはどうなんでしょう。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、納税義務者の現在までの状況でございますが、先ほど26  
年度の見込みでは13人減というふうに申し上げさせていただきました。ちょっと過去の  
経緯を、数字を追わせていただきますが、例えば5年前の平成20年度、ここは大きな落  
ち込みでした。165人の減という状況でした。これが21年度は28人の減、22年度は75人の  
減、23年度は112人の減、24年度は52人の減、これが25年度は11人の減にとどまってお  
ります。これが26年度も大体13人の減で今予算上は見込ませていただいておりますが、いわ  
ゆる減少の幅が大きく少なくなっているというふうには現在のところ見ております。こ  
れがある意味、最近の町内景気の動向がそこに若干反映されている可能性もあるなとい  
うふうには見ております。

それと、景気の動向が反映されているもう一つの見方としては、収納率の状況もござ  
います。これは我々も納めていただくようないろんな試みをさせていただいております  
が、やっぱり納めていただく方の状況も大きいんだというふうにとらえております。現

在の25年度の今の状況から見ますと、町税の現年分、これは去年の同月比では、これは2月末でございますが、1.49ポイントの増ということで、24年度、町税はおかげさまで史上最高の収納率を確保させていただきましたが、それを現在のところは上回る状況にもあります。

それから、滞納繰越分につきましても、前年同月よりも900万円ほど多く入ってございます。あわせて2,800万円ほどの滞納繰越分の収納になっていますから、これは今、町税で申し上げましたが、実は国民健康保険税の現年分も、前年同月比では2.72ポイントの増ということで、両税とも好調な税収の状況ということでございまして、このあたりにも、いわゆる町内景気の関係も若干好結果をもたらしている要因としてあるのではないかなというふうにとらえさせていただいております。

あと、後段でありました、景気の状態が個々人の、例えば賃金だとか、そういう労務単価に跳ね返ったのが、今回の当初予算上、どうなんだということでございますけど、それにつきましては、現在のところでは、増額要因としては見させていただいておりません。それは今までの経験則からすると、ちょっと時間が、いわゆる去年の所得に基づいて町民税は26年度課税されますから、去年がどうだったかというのは、今のところ増額の要因としては見させていただいていないという状況の中で、申告があって、課税した段階で、少しその辺は分析させていただきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、1目、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目法人。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項、1目固定資産税。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目国有資産等所在市町村交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3項、1目軽自動車税。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4項、1目たばこ税。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5項、1目特別土地保有税。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6項、1目都市計画税。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項、1目自動車重量譲与税。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3款、1項、1目利子割交付金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4款、1項、1目配当割交付金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5款、1項、1目株式等譲与所得割交付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6款、1項、1目地方消費税交付金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金。  
10番、谷口委員。

- 谷口委員 このゴルフ場利用税なのですが、これは依然として、これは尾幌のゴルフ場ですよね。利用が減っているということなんですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 町内に1カ所しかございませんから、言わざるを得ないのかなと思いますけど、基本的に課税ベースの単価は変わっておりませんので、利用が落ち込んでいるというふうに見てよろしいのかなというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。  
8款、1項、1目自動車取得税交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9款、1項、1目国有提供施設等所在市町村交付金。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 これは矢臼別演習場の関係かなというふうに思うんですけど、一般的に言えば、固定資産税相当のものを交付金として見ているというふうに考えるんですけど、今回、3,000円増額になっているんですけど、300万円ぐらい増税になる、ふえるんならまだわかるんですけど、これはどういうことなんですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国有提供施設等所在市町村交付金の当初予算の見方でございますが、これは国の予算ベースではそんなに大きな差はないというふうに見てとってございますが、実は平成25年度の交付額、これが1,212万5,000円でありました。これは24年度の決算と比較しますと3,000円の増でございます。この3,000円増である25年度の交付額を当初予算上、計上させていただいたということでございまして、いわゆるゼロベースであろうという期待値の中での計上でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 言ってみれば、厚岸町は、前から言っているけれども、あの演習場の半分は厚岸町にあるということで、ただ、そういう中で、沖縄の海兵隊が来て、実弾砲撃訓練を行うというようなことで、あの基地利用の形態が以前と随分変わってきているということを見ると、やはり交付金についても、そのあたりを考えたものによって変わっていか

ければならないのではないのかなというふうに思うんですよね。それが今までと同じような方法で計算され、交付されていくということでもいいのかなというふうに考えるんですけど、そのあたりは前から議論もしてきているんですけど、そのあたりは依然として今までどおりの考えの域を出ないというふうに考えているのかどうか、お伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） この交付金の算定の方法として示されておりますのが、まず交付額の10分の7相当が、いわゆる基地にある財産、土地、建物等、これの対象資産の合算額、これをもとにして按分すると。いわゆる全国にある基地の中で按分するということになっています。これから、残りの10分の3については、対象資産の種類、用途、それから、その置かれている市町村の財政状況、こういったことをかんがみて交付するという扱いになっております。

それで、厚岸町としても、いわゆる矢臼別演習場の特殊性を勘案していただいて、この予算の増額というのは毎年求めております。ただ、聞こえてくる情報としては、例えば土地はそんなに変わらなくても、例えば施設等がほかの地域で新しく建った場合は、それが増額要素としてそちらのほうに按分して、どうしても予算上、いつてしまうことがあるという状況でございまして、その中の全体の国の予算の中で、それぞれの基地がある市町村に配分されるときに、どうしてもその辺の差異が出てしまうという状況であります。

ただ、ご質問者もおっしゃられますように、やっぱり何と言っても国内最大の演習場であります矢臼別演習場を抱える厚岸町として、また、面積も大きゅうございます。その中でも占める割合が大きいということは強く訴えてきておりますが、今後ともこのことは強く訴えかけて、やっぱり予算の増額を求めていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あの矢臼別の演習場を見ますと、結果的に建物等の施設等は全部別海町側にあるんですよね。ただ、弾が飛んでくるのは厚岸町に飛んでくる。だから、基地機能からすると、やはりある意味、公平性というか、そういうことはやっぱりきちんとしていかなければならないのではないのかなというふうに私は思うんですよね。去年はたまたま北のほうに間違っただけが飛んでいったみたいですけど、いつ厚岸町のほうに飛んでくるか、基地を飛び越えて弾が飛んでくるかわかんないというのが現状ですから、絶対なんていうことはあり得ない、そういうものだということを理解していただいた上での交付内容にやっぱり改善をしていただきたいなというふうに私は思うんですよね。そのあたり、強く要請をすべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 厚岸町としても、ご質問者おっしゃられる状況の中で、いわゆる着弾地としての特殊性、これは従来からも訴えさせていただいています。ここでは基地交付金ということでございますが、もう一つ、調整交付金ということもございますので、そちらのほうで、いわゆる着弾地としての特殊性ということは強く訴えかけさせていただいて、多額の交付をいただいているという状況もあるのかなど。いわゆる普通の配分と特別の配分というのがございますから、そのあたり、この基地交付金だけでなく、調整交付金もあわせて、そういった特殊性を強く今後とも訴えて、予算の獲得に向けていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。  
10款、1項、1目地方特例交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 11款、1項、1目地方交付税。  
12番、室<sub>m</sub>委員。

●室<sub>m</sub>委員 地方交付税に関してはいい話が聞こえてこないですよ。毎年、何か国のほうは、いわば地方自治体を締め上げてくるという、そういう話ばかり聞こえています。国に言わせると、地方自治体のほうが金持っているんだというような言い方をしますよね。しかし、我々の目から見れば、いろいろな経費節減だとか、そういう努力は国よりは地方自治体のほうがずっと前から一生懸命やっているんじゃないかというふうに思うんですが、いかんせん、口の大きさというか、声の大きさというか、力の差というものは歴然としておりまして、我々の主張はなかなか通らないというのが現状であろうと思います。

それで、地方交付税に関しては、そういう意味で、このぐらい来るんでないかと、このぐらい最終的になるんじゃないかという数字を甘く見てしまうと大変恐ろしい部分があるので、小さめ小さめにして当初予算の計上するというのは当然だと思います。

それで、まず25年度、今年の最終がどういうふうになっているのかの数字が、まだ推定の部分はあるでしょうけど、わかりましたら教えていただきたい。その上で、新年度にちょっとまたお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。



●税財政課長（小島課長） 25年度の交付額でございますが、これは先の補正予算で計上しておりますが、38億1,159万9,000円でありました。

●委員長（佐藤委員） 12番、室<sub>m</sub>委員。

●室<sub>m</sub>委員 これはもう確定、これ以上動くことはない、補正で出たものがね。はい、わかりました。

その上で、今年の見込みというのが、最終このぐらいになるだろうというのがあって、その何割かを計上しているんだと思うんですが、そのあたりを教えてください。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 普通交付税の計上におきましては、年度末の地方財政対策、これは国から閣議決定されたものが示されます。ただ、この段階では、全体の予算ということになります。これは、そのときには1.0%減でした。年を明けて、1月末、それから2月の下旬あたりに、全国の都道府県、それから市町村の全国財政課長会議というのが開かれます。残念ながら私は、東京ですんで、一番忙しい時期ですんで、参加できませんでしたが、例年行っていないんですが、北海道が出席しておりまして、そこから情報をいただいております。

その中で出たのは、例年にも増して厳しい算定になるだろうというのがまず冒頭にございました。これはどういうことかということ、いわゆる全国的に景気が回復してきている。そうすると、まず企業がそのまちにあるところは、法人税の所得割がかなり増額になっているという情報であります。それが国の中の捕捉の中に入って、いわゆる税収が上がると、交付税は多く交付しなくてもいいという状況になります。これは総体の話なんですけど。そういった状況の中で、税収が大きく伸びない市町村については、普通交付税を過大計上しないように注意していただきたい。これは例年にも増して厳しいお話でした。

それがどういう状況で具体的に来るのかなというふうに思っておりましたが、それを確認する情報が我々のところにまいりました。というのは、最終的に交付税の算定というのは、新年度に入りまして、確定するのは8月であります。7月に算定作業があって、確定するのは、当初算定というのは8月に確定するんですが、そのときに出される単価の予定額、まだこれは決定でないけど、現在考えている予定単価というのが実は示されたんですね。それを厚岸町の25年度の算定に単価だけ置きかえて計算いたしましたら、約2億円の減という試算が出てしまったんです。我々もこの数字には非常に驚きました。単価だけで2億円も下がってしまうのかということでございます。それで、それ以外に厚岸町としては、やっぱり個別の、厚岸ならではの基礎数値の増減というのが当然あるんです。そういったもの。

それと、もう一つ大きいのは、これは俗に、去年も春先から非常に新聞でもにぎわしていましたが、いわゆる地方交付税を交付する額の国の財源として、別枠加算といい

まして、約1兆円の加算が平成22年度から続いているんです。これは21年度に起きたリーマンショックのときに、非常に大きな、日本国内の景気ががたがたになった。地方の税収も落ちて、大変なことになる、実際なったわけですけど、その落ち込みをカバーするために、やっぱり地方交付税で措置しなければならないということで、国はこれは赤字国債を発行して補てんしているわけですが、それを、もう景気が回復したから、ゼロにしたいという話が出てきておりました。これは経済財政諮問会議、それから、財務省の審議機関である財政審議会、この二つがそろってそういうことをおっしゃっていました。

地方の知事会、市長会、それから町村会、猛反対いたしまして、年度末までもつれ込んだわけですが、それが財務大臣と総務大臣の最後の大臣折衝で、1兆円だったのが3,000億円の減にとどめた。ただ、減額されてしまったんですね。その分の落ち込みだけ見ても、厚岸町に置きかえると、これは8,000万円ぐらいに相当する額であります。もしそれが全額落とされると、我々は最大3億3,000万円は一気にその分だけで落ち込んでしまうのではないかなというふうに見ておりました。ただ、それは減額幅を圧縮されたんですけど、減額は当然あります。

そういう状況の中で、現在、そういったことを加味して計算しますと、35億4,000万円という数字が現在はじかれております。ただ、この中には、実はプラス要因として、頑張る地方を応援したいという何か算定があるということなんですけど、これはどのような算定になるか、実はまだ詳細に示されていないんですね。ですから、その分はゼロベースで見させていただいておりますので、そういった状況の中でということでございます。

それで、当初予算としては34億408万7,000円の計上とさせていただいておりますので、その差額としては、大体約1億4,000万円ぐらいを差額として持っているという状況で計上させていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室<sub>m</sub>委員。

●室<sub>m</sub>委員 今、普通交付税について大体一通り、いい話がないなということなんですけど、特別交付税のほうについては、そういうような、このぐらいは例年の経験則からいつてくるだろうけれども、当初ではこのぐらいに抑えるという部分はあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 特別交付税でありますけど、これも実はルールがございまして、地方交付税の中で94%分が普通交付税の配分に回ります。6%分が特別交付税に回るわけですが、実はこの率を、平成26年度から、特別交付税の割合を5%にする、それから、27年度は4%にすると。4%と96%にしたいというのが国の方針で、実は我々にも示されていたんです。

ところが、昨今の異常気象等があります。それから、震災の復興もまだ十分にいけない、本州は特にありますので、そういったことに配慮して、この見直しについては凍結するという情報が新年度予算の段階でまいりました。我々は安堵したわけですね。なぜかといいますと、厚岸町は特別交付税の配分はほかのまちに比べると大きいという状

況ですから、この%を、計算上いきますと、最後は5億円の交付が3分の2になってしまうということですから、これは3億円台ぐらいに最終的には落ち込んでしまう状況が将来的に起こるんでないかなと思っていましたが、これは凍結されましたので、先送りするという事です。実施を先送りするという情報がありました。

そういった中で、去年と同じ3億円の計上にさせていただきました。ちなみに、24年度の交付は5億406万3,000円であります。25年度の交付は、これは3月の下旬に最終的な決定を見ますので、我々としては、本来であれば最低でも同額は見込んでおりますが、厚岸町においても暴風雪がありました。降雪自体は1日、2日でおさまったんですけど、その後の風で、非常に多額の除雪費用も発生いたしまして、早速北海道を通じて総務省のほうに、厚岸町においてもこういった経費がかかっているということも強く訴えさせていただいておりますので、そういった中の期待値はありますけど、当初予算は3億円ということで、前年度同額で計上させていただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他にございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっと教えてほしいんですけど、新年度から、この地方交付税の算定の見直しが行われるというふうに聞いているんですけど、合併町村、合併したまちと、それにかかわる問題と、それから、厚岸町の、それぞれの自治体の面積だとか公共施設だとか、そういうものを、今後、これから4年かけて見直すというような方針が出されているようなんですけども、このあたりはまずどういうふうにとらえているのか、教えていただければ。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 平成の市町村の大合併ということで、市町村の数、3,300ほどあったものが、約6割程度まで合併が進みました。その合併の一つの目的は、やっぱりどうしても国の視点からすると、行政改革が進むだろうということがあったと思います。その一つが、いわゆるいろんな共通する公共施設を、合併した町村が持っているものの整理が進むのではないかなというふうに思われたということです。その中の一つに、旧役場の所在地等も、ある程度の経過を経たら整理が進むのではないかなというふうに思われていたようですが、現状を見ると、やっぱり営々と営まれていた旧合併市町村の中心市街地には、ある程度の機能を持った施設が必要であろうということ、これも現状は、やっぱり整理統合というのは、そういう施設は進まないということの現状を見た上で、それを普通交付税の算定の中にやっぱり見ないと、せっかく合併したのに、そういったものが整理が進むということで交付税を減らされると、合併した市町村ほど交付税の現額が進んでしまうということになってしまいますので、その辺の配慮を今回の改正の中でしたという情報でございます。

それで、面積、公共施設等の算定でございますが、これは合併した市町村についての

み、その算定をするという情報でございまして、残念ながら合併していない町村については、その算定は、この部分に関しましてはないという情報でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういうことでないと困るというふうに思うんですけど、ただ、地方交付税が、我々、この厚岸町は、町長がこの間説明されたように、半分近くは交付税に支えられているわけですね。これが大きくいじられるようなことがあると、たちまち財政の破綻を招いてしまうということになりますから、それで、今年度というか新年度の国の地方財政計画ですけれど、町としてはこれをどういうふうに見ているのか。これで厚岸町は十分やっていけるものを計画に盛り込まれているというふうに考えていいのか、あるいは、きょうで震災から3年たったわけですけれど、そういうものも含めて、今後どういうふうになろうとしているのか、その辺の見通しみたいなのがあるのかなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 26年度につきましては、先ほどのご議論の中で申し述べさせていただきましたが、非常に厳しい状況にあるということでございます。ただ、現状の中では、もし仮に普通交付税が35億4,000万円に本当になってしまったとしても、去年までの蓄えた部分で何とか予算の財源は確保できております。また、これも本当にこういったことが起きるのかという危惧は持っております。もしこれが本当であるならば、次にくるものはもっと大変な状況になる。

なぜかと申しますと、先ほど申し上げました別枠加算のお話であります。これは、多分このまま日本国内の景気が回復すると、いわゆる財務省はこのようにおっしゃっています。地方税収がリーマンショック前の状況に戻ったならば、別枠加算は廃止したいということなんです。ことしは3,000億円の減です。あと残り6,000億円。とするならば、これは27年度はもっと大きな減額を覚悟せねばならない。覚悟できるところは二通りあります。税収があるならば、交付税は落ち込んでも、それは補てんする関係で、全体の財源は確保できる。ただ、小さなまち、それから、景気回復の恩恵を受けにくいところについては、直ちに税収が上向くという状況が見込めないのであれば、交付税の減を何かで補わなければならないという状況になるということですから、その備えはやっぱりしておく必要があるのではないかなというふうに思っています。やっぱり今の経済財政諮問会議、それから財政審議会、財務大臣の発言をずっと追っていきますと、やっぱりねらいはそこにあるのではないかなと思います。

ただ、これは地方いじめのようにも見えますが、国家財政自体が、国債の発行残高だけで750億円、これは国の税収の17年分に相当するという話です。そのほかの債務を合わせると……。間違えましたか、今、750兆円です。国の税収にすると17年分に相当します。ただ、これは、そのほかの債務を合わせると1,000兆円あるというふうに言われています。ですから、そういった状況の中で、赤字国債をできるだけ発行抑制して、プライマリー

バランスを保つというのが日本国の世界への約束というふうにされていますから、その中で、どうしても地方交付税として配分するために、今は国税収入だけでは足りないという状況の中で、どうしても赤字国債を発行抑制するために、地方の財政もつき合っしてほしいと。一緒に国の財政再建に取り組んでいただきたいという中にどうしても組み込まれてしまうということです。

ただ、それは地方の状況を余りにも直視しない状況でもあるということで、いわゆる知事会、市長会、町村会挙げて猛反対しているというのが今の現状でございます。ですから、そういった状況は起こるという覚悟を持ちつつも、やっぱりそうはしないように強く要望していくというスタンスを持ちながら、いわゆる財政運営に当たっていききたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 財務大臣にかわって答弁していただきましてありがとうございます。

ただ、思うのは、国の借金、地方が何かやってふえているわけではないんですね。税財政課長なんかは本当に寝る間も惜しんで、厚岸町の町民のために財政をどういうふうに運営するかということで、大変苦勞されているのは十分わかるんですよ。ただ、厚岸町の町民が何かを怠って、財政が非常に大変になってきているんだということではないと思うんですよ。やっぱり税収の仕組みというのがあって、国税、あるいは道税、町民税というような形で、どういう部分にどういうふうに税金を納めるのかということで、その割合も決まっているわけですから、それをどう運用してきたかというのが、今の財政問題にあるのではないのかなというふうに私は思っているんですよ。

そういう中で、今、地方自治体が財政運営するに当たっては、やっぱり不交付団体もありますけれど、行政運営を維持していくには、こういう方法でやることを国のほうでも認めてほしいということで、こういう制度が今つくられているわけですよ。そうであるならば、やはりきちんとこの制度を維持、存続させるというか、下方修正するのではなくて、逆にきちんと地方の声を吸い上げた運営をしていっていただかないと、来年からは結果的には消費税も上がりますよね。国はいろいろ言っているけれど、消費税は福祉に回すとか、地方に回しますとか、いろいろ言っているけれど、結果的に負担はふえたけれども、地方に回ってくる金が以前と同じか、あるいは減額をされてしまうというようなことになって、行政のほうに支障を来すということは絶対あってはならないことだし、これをきちんと今後も進めていっていただきたいなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国家を構成しているのは都道府県であり、市町村ということは当然でありますし、その構成している市町村が、やっぱり財政基盤ががたがたになってしまえば、いわゆる住民サービスというのもきちんと担保されなくなってしまう。いわばそれは国民に対するサービスも、やっぱり我々市町村が直接サービスを提供する担

い手ではありますが、そこがやっぱり財政基盤はしっかり確保していただきたいというのは、これよりもやっぱり国に大きく訴えていかなければならないところではないかなというふうに思っていますし、また、自律的な、いわゆる自らを律するという意味ですけど、そういった財政運営を目指して、自律安定的な町民サービスが維持できるように努めてまいりたいというふうに思います。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。  
38ページ。12款、1項、1目交通安全対策特別交付金。  
10番、谷口委員。

- 谷口委員 この予算なんですけど、だんだんだんだん毎年毎年減ってしまっているんですけど、額は大了ことありませんから、余りがたがた言うなやというふうに思われるかもしれないんですけど、これ、どうして減るんですか。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） この交通安全対策交付金の原資は、交通違反をしたときの反則金が原資になってございます。いわゆる国も、これを交付するためには、予算措置するわけですが、この額が前年度対比で91.3%という数字が我々に示されております。そういったことを勘案して、減額の計上にさせていただいているところですが、それがなぜそうなるのかというのは、私もちょっと捕捉しづらい面もございまして、ご容赦願いたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 これ、交通反則金か切符以外、どっか役所まで行って、言い渡されたのも含めたお金なのか、僕、ちょっとわかりませんが、そういうお金がもともとの原資ではないのかなというふうに考えているんですけど、これがマナーがよくなって減っているということでこういうふうになっているのか、その辺はどうなんですか。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） これからは私の私見も入ってしまうかもしれませんが、国の予算が前年度対比91.3%ということは、反則金の収入自体も減るんだという見込みがあるんだと思います。全国的に死亡交通事故というのも、10年、20年前と比べますと減っ

ていますし、かなりそういった交通ルール、マナーを守る方もふえていらっしゃるんですが、国の予算にも反映されている可能性はあるなというふうに見ております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目衛生費負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目農林水産業費負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目民生使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目衛生使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業使用料。

6番、堀委員。

●堀委員 ここで、農業使用料でお聞きします。牧場使用料ですね。平成25年度の夏季放

牧の実績は当然わかると思うんで、それを教えていただきたいなど。

それと、26年度の予算は260万円ほどアップしているのかなというふうに思っているんですけども、といったときに、26年度の夏季放牧の予定頭数を何頭で計画しているのか、教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 25年度の夏季放牧ですけれども、平均で申し上げますと、1,986頭というふうになりました。昨年の当初で見ていた分が2,300頭から1,986頭ということで、夏季放牧についてはかなり少なかったという状況になっております。

それから、ことしの26年度の部分でいきますと、夏季放牧の使用料については平均で2,200頭を見込んでおります。それから、冬季の舎飼いについては、昨年と同様、1,250頭を見込んでいるという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、昨年は2,300頭見込んで、1,986頭、この大きく下がった、日平均ですから、延べ頭数でいくと大分、何万頭とかというような計算にもなるんだと思うんですけども、大きく下がった要因というのがあるんでしょうか、教えてください。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 夏季放牧が下がっているということで、やはり二、三年前からの夏の猛暑ですとか、そういったことが続いている部分もありますし、それから、そういうものの影響で、ずっと受精して妊娠するというのがおくれることによって、生まれる月も遅くなるというようなことすとか、それから、妊娠をする効率といいますか、そういったものも変動するんですね。そういうこともありますし、あと、F1といって、乳牛でない黒毛和牛のほうの種をつけて、その分は牧場に回ってこないで、市場のほうに出ていってしまいますんで、そういう肉にする牛が単価が若干よかったというような部分があつて、そういったほうに種つけをしているのがふえたというような状況もあつて、いろいろな要素があるんだと思います。以前、共済の受精師さんなんかとの協議なんかもしているんですけども、ことしは若干その辺が戻るんじゃないかというふうなお話も聞いておまして、今回は、昨年は1,986頭ということすけれども、2,200頭ということで見させていただいたという状況になっております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、出産期のずれというのは、当然、単年度では回復はしないいのでしょから、3年、4年かかっていく中の、その影響が出て、徐々に減ってきている。当然、そうすると、ずれたところも生まれるわけですから、農家さんにとってみると負担が、



逆にいうと夏季放牧で預けられる時期に預けられなくなるといった中では、負担も多くなってしまふのかなというふうには思っ、大変だとは思うんですけども、今、ことしから徐々に戻っていくだろうということなんですけれども、ただ、いずれにしても、夏季放牧というものが、厚岸町の場合、三千二、三百頭かな、最大でありますよね。といったときに、約3分の2分しか利用頭数というものが見込まれていないというような状態の中、当然、牧場の経営というものも、何かにつけて大変厳しい、厳しいというふうに常に言われているんですけども、といったときに、施設が今現在、厚岸の町営牧場は3団地ありますよね。思い切って2団地にするとかといった方策というものを考えていくというのも一つの方法じゃないのかなと。そこで歳出の抜本的な削減、管理経費の抜本的な削減を図る、また、そこで余った農地については、粗飼料確保として農家のほうに開放するなど、そのような対策というものも検討していったほうがいいんじゃないのかなと。このまま2,000頭ぐらいでずっと推移するんであれば、わざわざ3,000頭もの確保しなければならない草地を維持していくというのが無駄になってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですよ。その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 夏季放牧の部分については、確かにそういった頭数で言いますと、3,000頭ということで、条例上、見ております。それから、冬季は1,350頭ということで見ておりますけれども、その中で、セタニウシ団地、大別団地、別寒辺牛団地、それぞれの団地で牧区を回しながら使っておりますけれども、今回減ったからといって、これからまたふえないという可能性はございませんし、今回、2,000頭を切ってしまいましたけれども、過去には2,500頭くらいまでいっている状況もありますので、その辺はもう少し見ていかないといけないんじゃないかなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 歳出のほうに絡むんで、余り言いたくはないんですけども、ただ、1団地を維持するには、当然、それだけの草地の維持、放牧地ですから、木柵の維持、当然、人件費や何かも相当かかるわけなんですよね。ましてや、その全てが全部隣接地であればいいんですけど、当然、別寒辺牛とかセタニウシというのは、10キロとか15キロも離れたようなところに団地があるわけなんで、それだけ離れていた中では、当然、移動経費や何かもかかるし、より一層の維持管理というものがかかってしまうといった中では、先ほど課長は、ふえないとも限らないとは言っているんですけども、現状、なかなか農家数もふえない中で、個人としての飼養頭数も上限が見えてきたのかなといった中では、なかなかここで2,500頭とか2,700頭ぐらいまで夏季放牧が伸びるというのも、なかなか見えづらいのかなというふうに私は思うんですよ。もう一度維持管理についての経費と歳入とのバランス、そして施設のバランスというものを考えて検討すべきじゃないのかなというふうに思うんですけども、再度の答弁になるとは思うんですけども、

どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） そういった収支のバランスも当然考えなければいけないというのはおっしゃるとおりだというふうに思います。そういったこともありますし、ただ、今の牧場全体の草地が、なかなか更新が進んでいないというようなことで、草の状況が余りよくないというような状況もあります。そういう中では、そういったものを更新してきちっとした草の収量を確保できるというようなこともなければ、全体の草地の面積を減らすということもできませんし、そういったことも含めまして、すぐどうするかということではありませんけれども、収支のバランスも含めて、そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、4目、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

5目商工使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目土木使用料。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで、住宅使用料で聞きたいんですが、宮園団地の高層、白浜団地、奔渡、梅香、有明、これらの団地の使用料が軒並み減額ですよ。この内容はどういうことなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

宮園団地の高層ですけども、今回、新年度予算では3,197万3,000円ということでございまして、前年度が3,313万4,000円でございます、116万1,000円の減でございます。その内容でございますが、現入居者の家賃がふえたこと、家賃がふえる方が2軒ございまして、41万5,584円ふえました。ところが、その反対で、4軒の方が家賃が減ります。年間162万9,864円、減る方がいます。それから、減免者の対応ですけども、減免金額の減少で家賃がふえる方が4軒で112万8,360円、それから、減免金額が増加する方、いわゆる減免金額が発生する軒数ですが、27軒の方がございまして、107万5,152円減になると。

トータルベースで116万1,000円の減になるという内容でございます。これは宮園高層団地の入居状況によって計算した数字でございます。

それから、白浜団地でございますが、1,148万3,000円、当初25年度予算ではあったんですが、新年度では1,099万3,000円を見込んでおります。その内容でございますが、先ほどと同じく、入居者の家賃が減になる方が3軒おりまして、トータル76万3,704円減ということで見込んでおります。それから、入居者の収入増加による家賃の増が2軒で32万736円の増を見込んでいます。それから、先ほどと同じように、減免金額の減少で2軒、18万7,920円ふえるということで見えています。逆に家賃が減になるということで、6軒、23万4,960円の減を見込んでいます。トータル49万円の減ということで見させていただいております。

それから、奔渡団地でございますが、昨年度、1,814万3,000円見込んでいました。今年度は1,758万8,000円というふうに収入を見込んでおります。それは、収入減による家賃の減で5人の方がいらっしゃるということで、105万9,312円の減を見込んでおります。それから、先ほどと同じように、減免金額の減少で2軒、49万5,840円、ふえるという方もおります。さらには、その逆で、家賃が減になるということで、13軒の方で、これは微々たるものですが、1,560円の減ということで、トータルで55万5,000円、奔渡団地の場合は減になるだろうという見込みでございます。

梅香団地でございますが、同じく昨年度は878万6,000円で見込んでいましたけども、新年度予算では781万1,000円を見込んでおります。その内容でございますが、家賃が減になる方が1軒で、73万6,824円の減、ふえる方が1件で、12万6,360円の増です。それから、減免の関係で家賃がふえる方が3軒で、1万2,240円ふえると。その逆で、減になる方が3軒で、38万1,960円減になるということでございますが、トータル97万5,000円の減ということで、今回計上させていただいた内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、入居者本人の収入にかかわって、ふえたり減ったり、あるいは減免の対象になったりならなかったり、それをやった結果が今回の数字になっていると。そうすると、トータル的には、残念ながら収入減になっている入居者が多くなってきているんだというふうに理解していいんですね。

それで、現在、これらの団地の入居状況なんですけど、全てが埋まっているのか、この間も募集をかけているようですけど、今、特に長期にわたって空き家状態になっているような住宅はあるのかないのか、その辺はどうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、入居戸数が346戸あります。きのうまでの募集期間でしたけども、3戸空き家が発生してまして、今、募集を昨日までかけています。長い間ということでございますが、前回、応募されて、やはり白浜団地の募集と梅香と奔渡の募集をかけたんですが、応募

者が4名いまして、白浜が4名、ほかの団地はゼロ名だったんですね。梅香、それから奔渡は応募者がなかったもんですから、それについては、募集しなくても、応募者というか、入居はどうですかということで、たまたま見える方もいますので、どのような状況ですかと、こういう方に勧めても、なかなか埋まらなかったという状況もございます。そういう意味で、今回、宮園団地が空きまして、宮園団地と奔渡団地、梅香団地の3軒を今募集をして、今月末には入居選考をやろうということで、今のところ十数名の方が応募しているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 奔渡、梅香の空室というか、この状況は今現在何室ずつあるんでしょう。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 1軒ずつでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ここで私も質問をさせていただきます。

有明団地の利用状況なんでございます。まず、有明団地の利用状況、実態はどのようになっているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 有明団地につきましては、管理戸数を40戸ということで、昭和50年から57年の10棟を建設していまして、管理戸数40戸でございます。実は昨日もお話したように、松葉のまちなか団地ということで、有明の建てかえ事業として、今、まちなか町営住宅を建設するというところでございまして、空き家になり次第、どんどん政策空き家として、解体に向けて進んでおります。今、入居状況ですけれども、そのうち29軒の方が入居しているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 現在29戸ですと。将来的に、今後、当面、29戸で、移るものもあるんですけど、住んでいる方も、今後の将来について、非常に不安視されると思うんですよ。この辺、町としてどのようにとらえておられるのか、お尋ねをさせていただきます。今後

の将来的に、政策として、町としてどんなふうにも、急にとはいかないけども、移転よと言ったって、現在、有明団地、非常に老朽化してきていますよね。将来展望も含めて、確定していないかもしれないんですけども、住んでいる人にとすると、どうなんだろうという不安視する考えもあろうと思うんです、私は。ですから、当面、こうだよというものを持っているのかどうなのか、その辺も含めてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

実は今、住生活基本計画、長寿命計画を策定中でございます。なおかつ、今の有明団地に入居されている方に、まちなか団地が今建設されていますけども、移転を希望されますかと、順番に移転を今やっております。前回もそうだったんですが、やはりもうこんな年だし、行きたいんですけども、やはりずっと住んでいるから、ここにいたいという方だとか、いろんな状況の方がおります。できれば新しいところに住みたいね、まちなかに行ってもう少し便利なところに住みたいねという方も中にはいらっしゃいます。ちょっと今、データの的に、先日、そういった内容のことで、各1軒1軒当たりまして、いろんな人の状況を今把握しています。それによって、なるべく新しい団地に住んでいただきたいというのが町の希望でございますけども、どうしてもここに残りたいという方もふえまして、今、政策空き家として11戸でございますが、十数軒ぐらいが残る見込みかなということで進んでおりますけども、何とか早い時期にまちなか団地を考えていまして、まだ委員会の結論は出ていませんけども、そういった今後の管理戸数も見据えながら、松葉、それから真栄、港町地区も含めて推進していきたいなということで、有明団地に住んでいる方も含めて、住宅施策として考えていっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 もう1点伺いたいんですけども、ただいま10番委員さんがお尋ねになって、聞かせていただいたんですけども、この減額になった理由につきましては理解をさせていただいたんですけども、町として、その結果を踏まえて、私は私なりに、団地の、公住の使命を果たしているというふうに理解をしているんです、結果を聞いてね。町としてはどのようにとらえているのかなと。それからまた、将来展望は、公営住宅のあり方について、大きな視点でどのようにとらえているのか、お尋ねをさせていただきます。今年度の、将来の傾向も含めて。有明でないんですよ。トータルで、今回、減額になっていますよね。ということは、住んでいる方々に、町として公住の住居を提供しているわけですから、そういう意味では、住んでいる方に非常に貢献していると思っています、私は。私はとらえているんですけども、それからまた、このことについて町としてどうとらえていて、将来的に町としての経済の状況を踏まえて、どのように今後をとらえているのかなという点。とらえてなければいけないんですけども、お聞かせいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

今回も含めまして、傾向ですけれども、やはり収入が少なくなっている方が多くなってきた。お年寄りになって、当然、収入が減ってきている方もございまして、高齢化も含めまして、そういった現状であります。町営住宅として、公営住宅として、住宅施策として、そういった方々に住宅を整備するということはとても、衣食住の問題からしましても、住を充実させるということは、それは町の使命でございます。そういった意味では、そういう傾向になっていきますけれども、使命を果たしているのかなと思います。

それと、昨日も議論になりました、町営住宅の建設費の問題もでございます。管理戸数の問題もどうとらえていくか。人口減も当然考えていかなければならない。今の管理戸数、380を何戸にしていったらいいのかということも踏まえまして、今までは町が直接建設ということで町営住宅を建ててきました。今、委員会でももんでいますけれども、民間が町営住宅基準に従って町営住宅を建設する、それを町が借り上げる、それから買い取るだとか、いろんな方式がありますけれども、何が一番経済的になるかということも踏まえまして、今、委員会でもいろんな方法を探っております。逆に言えば、町営住宅の基準に従わないで、民間レベルで建てていただいたものを、ある一定程度、省エネだとか、バリアフリーだとかのものを満足したもので、町営住宅の基準にのらない、技術基準にのらないで町営住宅を建設して、少しでも安価で建てていただいたものを、町がどう支援して、それを町営住宅として使用できるかということも、今、今後の課題であろうというふうに私は考えております。そういった意味で、町営住宅というのは、そういった住宅施策としてとても大事な部分ですんで、それをいかに管理して、いかに皆さんに提供できるかということを考えていきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 昼食時間なんで、午後からお願いしたいと思っております。

それでは、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

40ページの6目土木使用料から進めてまいります。

5番、中川委員。

●中川委員 ここで、先ほど午前中に10番と9番が質問しておりましたけど、私もここで住宅使用料の関係でお聞きしたいと思います。

先ほどのお二人の質問の答弁で、下がった理由は、給料が下がる人が多かったので、この差が出てきたと、こういうことでとらえていたんですけど、そうしたらまた、高齢

者もいるので、その分も下がったと、住宅料ですよ。それで、何か午前中の町税の個人のところでは、税財政課長の答弁では、これは漁業を例にしてもいいかもしれませんが、非常によかったという説明していましたが、何かまちが随分景気悪いのかな、それはどこで景気が悪いのか、もしつかまえていたら聞かせてほしいなと思って、今、質問に立ったんですけど、高齢者ばかりではないと思うんですよ、下がった理由は。だからその辺の、収入が少ないから下がるんでしょうけども、まちの景気が、漁師は公住なんかに住んでいませんから、サラリーマンか何かが多いんでしょうけども、まちの景気、そんなにあれですかね、悪いんでしょうかね。その辺、もしとらまえていたら、ひとつ教えていただきたいなと思うんですけど。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 町営住宅の管理、収入のことですけども、収入が少なくなって、いわゆる家賃が下がっている方が多くなりましたと。それから、高齢化によって収入がなくなる、収入がなくなると言ったらおかしいですけども、退職して年金で暮らしている方もいますという意味で、家賃が下がっている傾向が多くなっていますよと。それはあくまでも町営住宅に入居されている人方のお話でありまして、厚岸町内の景気が悪くなっているのかということでのとらまえではないということでございますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 そうすると、今、私の質問する、公住が下がった、給料が安くなったからでしょうけども、そこまでは町全体ですからわかりませんという答弁ですよ。そういうことで、私自身、とらまえていいんですか。言っている意味わかんないかな。給料が下がるから……。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 町全体としましたら、税財政課長が言うように、いろんな産業も含めて、当初、税財政課長が答えたように、そういった景気も含めて、上向きも含めてあるということでございますが、町営住宅に限りましては、345戸の入居者、そういった中でのいわゆる傾向としては、低所得者のための町営住宅ですんで、そういった傾向から申しますと、収入が下がっていったり、高齢化によって退職されて年金暮らしになったりということで、収入が減ったために家賃が下がっている方が多いですよ。あくまでも345世帯の話です。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、6目ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。  
7目教育使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項手数料、1目総務手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目農林水産業手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目土木手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7目教育手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項、1目証紙収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2目衛生費国庫負担金。ございませんか。

(な し)



●委員長（佐藤委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目民生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目衛生費国庫補助金。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 この環境型社会形成推進交付金か、（発言する者あり）済みません、循環型。  
これ、ちょっと内容を教えてください。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） この交付金ですけども、新年度から予定して、今いろいろ作業を進めています個人設置型の浄化槽に対する国庫補助金であります。名称が循環型社会形成推進交付金という名称ですけども、内容はそういうことで、今のところ1基当たりの国庫補助の基準額35万2,000円の3分の1が補助の対象ということで、35万2,000円の3分の1の11万7,300円掛ける10基分を補助金として見込んでおります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 これはよく議会でも取り上げているミックス型だかという、そういう事業のものなのか、し尿との関係。それではないですか。実際、何をやるんですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 公共下水道処理区域に当たらないところで、郡部で合併処理浄化槽を設置するための補助金という内訳になります。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
他に、3目、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 5目商工費国庫補助金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 6目土木費国庫補助金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 7目消防費国庫補助金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 8目教育費国庫補助金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 3項委託金、1目総務費委託金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 2目民生費委託金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 4目土木費委託金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 2目衛生費道負担金。  
(なし)
- 委員長（佐藤委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。  
(なし)

●委員長（佐藤委員） 2目民生費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目衛生費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業費道補助金。

6番、堀委員。

●堀委員 林業費補助金の市町村森林所有者情報整備事業補助金8万9,000円、どのようなことをされるのに対しての補助金なのか、教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） これに関しましては、現在、厚岸町で所有しておりますGISデータの更新や、消耗品等々の事業に対しまして、2分の1補助を今年からいただく事業でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、厚岸町では森林所有者情報というのを一元的に管理しているんだというふうに理解していいと、それをシステム化するための金額ということなんですか。歳出的にはどこに出てくるのかなというふうにもちょっと思ったものですから聞いていますけれども。ページ数だけでいいですから、それは歳出のほうでもまた聞きますんで、教えていただければと思うんですけども。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 申しわけございません、大変お時間いただきまして。211ページになります。その中の町有林管理に含まれております保守点検業務の中で、森林管理システム保守点検委託料等ございますが、これら経費にかかります状況の中の2分の1補助が8万9,000円という内容でございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、4目、ございませんか。

7番、金橋委員。

●金橋委員 今のその下の、未来につなぐ森づくり推進事業というのは、内容をちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） この未来につなぐ森づくり推進事業の補助金でございますけども、地域の民有林、私有林の森林整備、植栽、植樹等の振興に対しまして、助成制度が設けられております。対象につきましては、0.1ヘクタール以上の森林が対象でございます、国庫補助金としまして、標準経費の68%が補助される内容でございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、4目、ございませんか。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 4目にある林業交付金なんですけど、これ、4分の1とはちょっと大きくなりますけれど、大幅に減っているんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 森林整備の推進におきまして、昨年までの事業内容の部分が変わってきております。これにつきましては、翌年度施業します森林計画におきまして、施業の集約化を対象にした中で、ヘクタール当たり年間3万円を交付するという内容でございますが、昨年までは対象面積が150ヘクタールございましたけども、本年度、内容が変わりまして、対象面積が90ヘクタールということになりまして、約半分まではいきませんが、対象の部分の交付対象が下がったということが一つあります。

それと、路網の簡易な改良としまして、昨年まではメーター当たり800円の交付でございましたが、これも変わりました、ヘクタール当たり年間1万円を交付するというような内容になりまして、対象面積の減少等々ありまして、こういうふうな530万円の減額となっている内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、これ、次年度以降の事業には影響はどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 制度のほうで、これにつきましては、森林組合等が代表に

なりました中でこの事業を進めているわけでございますけども、やはり制度等の変更によりまして、翌年以降の整備内容等を実施するに当たって、やはり手を挙げていただく団体が少なくなってきたという状況がございます。この支援交付金の減少というか、端的に言いますと、おっしゃるとおり、事業量が減ることになりますと、次年度以降の中での整備がちょっと後進してしまうということになるかと思えます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっと今の答弁を聞いていて、心配なのは、制度があるんだけど、実際に使い勝手がいい制度だったのが、そうでなくなったように今聞こえたんですけど、そういうことなのか、ただ単に、今、厚岸町で事業を進めている方々、森林組合なのかどうなのか、ちょっとわかりませんが、そういう事業を進めている方々の次年度以降のそういう整備を進める事業が縮小のほうになってきているということなのか、そのあたりはどういうことなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 当然、優位な制度の中で事業を展開していただくということが前提でございますが、この制度自体につきまして、先ほど申し上げたような中で、面的な部分での対象面積が減る、90ヘクタール、さらに、今まで150ヘクタールまでできた部分について、その分、手を挙げていただいても、面積的な該当がしなければ、それが後年次に送られるということになりますし、さらに、先ほど申し上げました、今まで路網整備につきまして、メーター当たり800円ということが、ヘクタール当たり年間1万円というこどでございますので、やはりそれに応じた中での整備に対して、手を挙げていただける方がちょっと少なくなってきたというのは実態かと思えます。当然、制度が変更になったことによって、やりたいと思われる方も多々おられると思えますけども、やはり制度にのっかった中で、皆様が年度ごとに行っていただけの事業量が、逆に減ったというか、手を挙げていただいても、なかなかこの基準に合致してこないというような内容かと思えます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、今の課長の話でいくと、結果的には、これでいくと事業が縮小していくという方向ですよね。それでは、やはり民有林の活性化だとか更新だとか、いろいろありますけれど、そういう事業に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、町としてやっているにもかかわらず、そういう問題でなかなか手を挙げる人が少なくなってきたというようなことではやっぱり困ると思うんですよね。ですから、例えばこの事業が縮小されても、いやいや、こっちは事業がありますよというような、そういうものもあるのかどうなのか、その辺ではどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在、面的な整備、間伐事業と路網を合わせた中での事業というのはこの制度しかございませんが、造林関係の中におきましては、他の制度等もございませぬので、それら含めた中で、優位な制度を活用していただきながら、私有林、民間の方々の所有と言いながらも、やはり適切な中で事業執行がされまして、森林が維持管理していただけるような形での事業展開をしていただくように、これからも情報等を集めた中で、それぞれ森林組合等々を通した中で情報提供させていただきますして、優位な事業等に乗られるように、情報収集、さらには提供するような形で、連携をとりながら進めていきたいというふうな考えでございますので、よろしくお願ひいたします。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、結果として事業量が縮小していくわけですけど、ただ、今、課長おっしゃっているような事業が、間伐だとかそういうものが、この事業でやっぱり制限をされるということになると、森林をきちんと良好な状態で維持していくことにやっぱり支障を来すと思うんですよね。そういうことを考えると、やはり事業はきちっと確保しておかないと、そのうちに荒廃した森林になってしまつては困るんですよね。ですから、そのあたりを、森林所有者だとか森林作業を施行していく人たちがきちんと仕事のできるような対応をしていかないと、やっぱり私は困ると思うんですけど、これ自身を、この事業しか今やっている事業はできないのか、ほかのメニューがまだ残されているのか、その辺は今後の見通しみたいなのはどういうふうになっていくのかなということがちょっと心配なんですけど、どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 繰り返しのような答弁になって申しわけございませんが、ただいま言いました森林整備地域活性化支援交付金というのは、間伐工事もできますし、路網の改良なら改良としまして、そういうような工事もできると、両方合わせ持った中での事業ができるという内容でございます。やはり路網の整備につきまして、個人の所有者が行われる事業はこれしかございませんので、これらについての事業がさらに、やはり意欲を持ってできるような形での制度に戻していただきたいというふうに考えておりますので、その辺につきましては、また釧路振興局等を通した中で、制度の見直し等についても要請をしていきたいと思ひますし、現在行われている私有林の関係につきましては、未来につなぐ森づくり推進事業の補助金をもちまして、所有者の持ち出しが6%の中で、優位な中で整備がいただけるというような事業もございませぬが、やはり制度はたくさんあつて、当然、やられる事業者にとっては、選択肢があつて、優位な制度に乗られるというのが一番だと思ひますので、他の制度につきましても研究させていただきますながら、さらに情報提供させていただいて、森林の荒廃にならないような形での対応を図つてまいりたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
(「はい」の声あり)
- 委員長（谷口委員） 他に、4目、ございませんか。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 6目土木費道補助金。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 7目消防費道補助金。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 3項委託金、1目総務費委託金。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 3目衛生費委託金。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 4目農林水産業費委託金。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 5目商工費委託金。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 6目土木費委託金。  
(な し)
- 委員長（佐藤委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。  
(な し)

●委員長（佐藤委員） 2目利子及び配当金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目生産物売払収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 18款、1項寄附金、1目一般寄附金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。  
12番、室ml委員。

●室ml委員 ちょっと広がるんで、勘弁してください。ここでごくごく基礎知識としてお聞きしておきたいんですが、基金を取り崩して一般財源として使う場合には基金繰入金になりますよね。その基金の種類によって、今ここにいろんな文句が出てくると思うんですが、過日、ちょっとお聞きした、超過納付金積立金、あれを取り崩して、ちょうど財調基金のように使うときには、歳入のどこかに載ってくるのではないかと思うんですが、そのときの項目というのはどういうふうになるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 備荒資金組合に納付した納付金を取り崩して町の歳入に充てるときの取り扱いが決まっております。その場合は、諸収入の中の雑入の中に、備荒資金組合納付金の支消金という表現で、行政的な言葉になりますけど、そういった用語で計上されることになるところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい、わかりました」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他に、1目、ございませんか。



(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2目減災基金繰入金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5目老人福祉基金繰入金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目環境保全基金繰入金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 20款、1項、1目繰越金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2目加算金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目過料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項預金利子、1目町預金利子。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5目地域総合整備資金貸付金収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7目東北地方太平洋沖地震災害援護資金貸付金収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5目土木費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6項雑入、1目滞納処分費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2目過年度収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目雑入。54ページまで続きます。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 22款、1項町債、3目衛生債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目土木債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7目消防債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 8目教育債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 10目臨時財政対策債。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。  
次に、歳出にまいります。56ページになります。  
1款、1項、1目議会費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。  
12番、室ml委員。

- 室ml委員 ここでお聞きしますが、前に一般質問でお聞きして、この後、整備をしていくという話があったんですが、それは町民が町に対して申請書を出したり請求書を出したりいろいろするんですけども、そのときに、認め印を押さなければならないと、署名の有無にかかわらずね。というものについて、整理をする必要があるんじゃないかというのを、私、申し上げまして、国もそういう通達が、既に相当前に出ておまして、それを早急に行うというお話でしたが、これはその後どうなっておりますか。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

今、4月1日の施行を目指して準備を進めております。規則での整備、または指針もあわせて周知をした上で、今、4月1日に向けて準備をしております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室m委員。

●室m委員 それはありがとうございます。質問した人間としては大変うれしい。4月1日からそれが動き出すということになれば、これは大変ありがたいと思います。

もう一つお聞きします。公告式の改良を行おうということについても、同じように早急にとり進めるというお話がありましたが、この点についてはどうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 内部で検討させていただきました。条例の改正までは必要ないだろうということで検討して、庁舎内でいけば、窓口、玄関から入って、横のほうに何らかの見やすい場所に、あとは、福祉協議会のほうであれば、出張所のほうでも同じく玄関口の見やすいところに簿冊として、また、見やすい方法としてどういう方法がいいのかということはまだ検討しなければなりませんけれども、先ほどの件とあわせて準備を進めているところでございます。

（「結構です」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、1目。  
9番、南谷委員。

●南谷委員 ここで2点、お伺いをさせていただきたいと存じます。

まず、63ページ、町表彰者名誉町民年金60万円が計上になっております。今年度については、私も急な話ですから、理事者側として、将来もこの年金について、今年度は計上しているんですけども、どのように考えておられるのかなど、お尋ねをさせていただきたい。私は、いろいろ町の財政逼迫状況や、議員年金も廃止になりました。管内の町村の状況も含めて、この関係について、町のほうでは今回、この計上に至った背景、全く例年どおり計上されたのかどうなのか、毎年しているから、当然、規定に基づいて計上されたら、その辺の議論があったのかなかったのか、この辺も含めてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

名誉町民の件であります。厚岸町のためにご貢献をいただいた方に対する報賞ということで予算化されております。これは私が町長になってから、以前、誰でしたか、同じような質問がありました。そこでいろいろと協議をさせていただきまして、当時の報賞金よりも、年金といいたいまいしょうか、半額にさせていただいて、今日まで来ております。そういうことで、財政厳しい中で、どうあるべきかという考えの中で、そういう結論の

中で今日を迎えているということについてはご理解いただきたいと存じます。(発言する者あり)

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 現状での管内の状況というのは確認をしておりません。これは先ほど町長が答弁したとおり、町の財政的な部分もあって、半額にしたということでありまして、まだ、今現状で、今年度もこのような形で、昨年までどおり、一緒の金額を計上させていただいたと。これにつきましては、条例の改正も必要になってまいります。今後どうするかにつきましては、今この場でお答えをすることはできませんけれども、管内の状況も見ながら検討をしたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 たしか私の記憶では、釧路市は支給をしていなというふうに理解をしております。管内の状況というのは私もわからないんですけども、確かに町長のほうから答弁がありました。私もこの半額にしたときには、議員としてもうなっていましたから、私はその当時は、下げるべきではないということで議論をさせていただきました。ですけど、それから時間が余りたっていないと言われる方もいるかもしれないんですけども、今日の状況、職員の給与の削減や議員年金の廃止とか、今日の状況を考えたときに、私はそろそろ一考を要する時期に来ているのではないのかなど、かように思います。ぜひ、今年度については当然条例に決まっているわけですから、計上されるのが当然かもしれないんですけども、一考を要すると考えます。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

この年金は、時代、時代によって、ゼロのときもございます。現在、名誉町民がおりますので、ざっくばらんに言いますと、2名おります。そういうことで、こういう予算計上をいたしておるわけでありまして、今後、必要であるかどうかについては、いろいろとまた研究をさせていただきたい、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 2点尋ねるということがございますから、もう1点ございます。

67ページでございます。67ページの地域人権啓発活動活性化、11万円、これ、新規事業だというふうに私は認識をさせていただきました。伺ったら、小学校の花壇に花を植えて、生き物の大切さを学ばせるということで、11万円計上なんですけれども、たしか

伺ったときに、町村の持ち回り順で、活動費が国から助成されるということで、道のほうから10万円ですか、自治体から1万円の計上で、11万円と。この事業について、まずもう少し詳しく説明を、それから、どうしてこの事業に、どんな事業にでも、活動活性化ということですから、いろんな事業を選べたと思うんですよね。その中でこの事業に選定されたのか、その辺の背景も含めてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

これは持ち回り順で、初めて厚岸町がその持ち回りになるわけではありませんけれども、人権啓発活動地方委託事業というものがございまして、これが釧路地方法務局の中にある人権擁護の係がありますけれども、こちらのほうから10万円が町のほうに交付されて、それで事業を行うということで、以前行ったときも、小学校のほうの子どもたちに花の苗を植えさせて、生き物の大切さというものを学ばせる、その中で人権というもの大切さを学ばせるという事業でありまして、この金額自体が少ないのもございます。ただ、人権擁護委員という方々が厚岸町にも4人おられますが、この方々が人権の擁護活動をふだん行っておられます。これらに対する援助ということもありまして、一緒の活動の中で、その人権の大切さというものを子どもたちにも学ばせるという意味で、このような事業選択をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 事業はわかりました。若干勘違いしていた部分はあるんですけれども、各学校、例えば小学校、中学校あるんですけれども、この金額で全部の学校をやるのかも含めて、平等にやらないとだめだと思うんですよね。私は、もう少し、受け入れのお金が、財源が小さいのであれば、せっかくやるのであれば、町の持ち出し、1万円ではなくて、もっとしっかり取り組むべきでないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回の対象につきましては、金額も少ないものですから、先ほど町の持ち出しということも言われましたけれども、あくまでもこの範囲内の中で、厚岸小学校と真龍小学校を対象に行いたいというふうに今のところは考えております。

もう1個、この10万円の交付額のほかに、もう少し金額の大きい事業がありまして、そちらのほうにまた今度厚岸町の当番で回ってきたときには、もう少し拡大をした中で事業を行いたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 やはり同じ町内に住むわけですから、対象校と対象外と、やっぱり平等に、その分は町が持っても私はいいいんではないのかなと、かように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員言われたご意見、非常にわかります。ただ、あくまでも今回、計画をしている中では、真龍小学校、厚岸小学校という対象の中で行わせていただきたいと思っておりますし、また、この金額の中でもう少し拡大をすることができるかどうかということも含めて、事業までに検討させていただきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、1目、ございますね。  
8番、竹田委員。

●竹田委員 61ページのところの総務防災係の部分でちょっとお聞きしますけども、厚岸の防災対策に関しての審議会等のようなものは存在しているのかどうなのか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 291ページをごらんいただきたいと思うんですけども、先日本答えをさせていただいた新しい係ではなくて、まだ古い係での記載になっております。その防災に関する会議、何があるのかということでございますが、291ページ、防災会議というものがございます。これは防災対策基本法で定められておりますし、防災会議条例というものを厚岸町で持っております。あとは国民保護の協議会、この2件ですね。この二つ。国民保護については、防災とはまた違った意味合いでの、北朝鮮からの弾道ミサイルですとか、そういうものに対応するための会議ということで、ご理解いただきたいと思います。（発言する者あり）以前、打ち上げられた飛翔体ということで、申しわけありません。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 こういった防災会議、厚岸町の条例に基づいて行うということで、歳出のところに載っているということなんですけども、以前、質問した経緯があるんですけども、津波等の防災に当たって、避難場所の設定について質問をしたことがあります。女性の、例えば着がえ室だとか、女性の立場でのトイレだとか、そういうことが防災に関しての

避難場所に余り考慮されていなかったということが、非常に懸念されていることがどんどんどんどん当時の被災のときに出てきていました。そのときをお願いした中で、防災会議、審議される等々ときには、女性の委員の方をぜひ入れていただいて、女性の観点から考えていただきたいという質問をさせていただきました。その後、町としては、そういった審議会に女性等の委員を入れるとか、そういった考え方をしてきたのかどうか、その経緯についてお聞きします。（発言する者あり）

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 1 時 47 分休憩

午後 1 時 48 分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

他に、1 目の一般管理費はございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 66 ページ、2 目簡易郵便局費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目職員厚生費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 目情報化推進費。

6 番、堀委員。

●堀委員 資料をいただいた中に、i チャレンジによる情報発信システム整備事業というのが、これは中身を見させていただいて、どのようなものをやるのかは理解をしましたので、いいんですけれども、ここでお聞きしたいのは、厚岸情報ネットワークということでちょっとお聞きしたいんですけれども、厚岸情報ネットワーク、要は防災無線にかわる IP 告知端末の整備ということで行われて、そのときに、国のテレビの地上デジタル放送への移行というものもあわせて中で事業整備がされてきたんですけれども、ここで聞くのがいいのかどうかというものもあるのかもしれないんですけど、ちょっとここで聞かせていただきたいと思うんですけども、まず、その当時、厚岸町がテレビの地上デジタル放送化の受益者範囲を難視聴区域に限り行ったわけなんですけれども、厚岸町が事業化する前に、既に個々のテレビ共聴利用組合とかというような団体において、国からの補助事業を受けて行ったり、また、独自の組合費で行ったりというようなこと



をされたと思うんですけども、それはここで聞いてよろしいのでしょうか。いいですか。まず、ここでいいですか。それとも別なほうなの。自治振興費で聞けばいいの。

●委員長（佐藤委員） 6番さん、129ページの自治振興費のところ質問、どうでしょうか。目で順番にいらいますんで、適切などころで、余り広がらないようにひとつにさせていただきたいと。

●堀委員 そちらのほうがいいですか。わかりました。じゃ、そのときに聞きます。

●委員長（佐藤委員） じゃ、お願いいたします。

他に。

12番、室ml委員。

●室ml委員 一から十までの細かいことはできないのはわかるんですけども、いわゆるIP電話でいろいろと行政情報が伝わってきますね。それから、防災行政無線で伝わってきますね。ところが、時々ですね、防災行政無線では言っているんだけど、IP電話には載ってこない。それから、逆もあるのかな。というふうに、例えば防災行政無線の場合には、隣の部屋で何かやっていたなというんで、そこを聞き逃すと終わりなんです。その後、IP電話に入るだろうと思って待っているんだけど、あるいはきょうのお知らせというのを一生懸命押してみるんですけども、出てこないというような話を聞くんですが、これ、それぞれにこういうものについてはこっちに載せる、こういうものについてはこっちに載せるというような基準になっているのか、あるのかどうか。町内の何々店です、おいしいものをつくっていますんで、いらしてくださいというのが時々載りますね。あれは防災無線にはのったことないから、それはわかるんですけど、それ以外の、例えばきょうは何丁目何番地でもって犬の予防注射していますから、何時に集まってくださいという式のものが、片方に行って片方に行かないというのが時々見受けられるようで、町民の方からもそれを言われるんですが、そのあたり、基準というのがあるのでしょうか。あれば、前もってそういうものは町民にきちんと知らせておかなければならないと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

基本的には、各担当課からの申請に応じて対応をしております。担当課のほうから、防災行政無線とIP告知端末、両方流してほしいといったものについて、両方から流すという手段をとっているということと、あと、特に防災行政無線から流せないものについては、図面が必要なもの、あるいは道道の通行止だとかというのは、なかなか防災行政無線では伝わりづらいという部分もありますので、それらに関してはIP告知端末のみということとさせていただきます。基本的には、両方から流すべきものについては、総務課として、それら考えた上で、両方から流すべきだというふうには思っており

ますけれども、今現在の段階としては、担当課のほうからの要求に応じて、それぞれの情報を流しているという現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室m委員。

●室m委員 あえて言わせていただきますけれど、担当課がどうか総務課がどうかというのは、おたくさまの中身の話でありまして、それを聞いて、あ、こうなんだということがわかったりわかんなかったりする町民には、およそ意味のない話でありまして、こちらが聞いているのは、どういう基準でそういうことをやっているのか、それを前もって知りたいということです。

それから、今、まさしく総務課長さん、答弁の中でおっしゃったんだけど、両方も流すべきものは流すべきであると、「べき」を2回使ったんです。私のほうが聞いているのは、どういうものが両方流すべきだという判断を持っているのかと聞いているんです。白いものは白い、黒いものは黒いというのは、それはわかっているんですよ。どういうものが白いのか、どういうものが黒いのかということを聞いているんです。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） はっきり申し上げますと、明確な基準はありません。この情報を防災行政無線で流す、この情報をIP告知端末で流す、この情報は両方から流すという明確な基準は持っておりません。先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、明確な基準というものを示すべきだろうというふうに考えておりますので、その点は町民の方々にわかりやすくお伝えをしていきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室m委員。

●室m委員 これでやめますけどね、要するに、防災行政無線も、それからIP告知端末というんですか、それも、今の場面では、1人でも多くの町民に情報を伝達できるかどうかということが基準なんです。そうすると、これはこっちでなければならぬ、あっちでなければならぬということが明確でなければ困るというんだったらば、どうしてもこっち以外はやっちゃいけないというようなものが明確にしてあるもの以外は、全部流せばいいんですよ。1回より2回のほうが伝わるんだから。それから、あの道路が今、交通止めになりますというようなものが、口だけでは、例えば町道何号線の何丁目のところと言ってもなかなかわかんない、だから図面をつけたほうがいいと、それはそのとおりなんです。でも、防災行政無線でそういうものをおいて、よくわかんないから、その後、IPを見たら、ちゃんとそこどころが図面が出てくれば、なおよくわかるんですよ。ですから、問題の一番の根本のところは、原課がどうか、総務課がどうかという以前に、どうやったら情報が少しでも早く、的確に、多くの町民に伝わるかということが一番の基準にして、どうかお願いをしたいと、こういうことなんです、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） うまくお答えできなくて申しわけありません。思いは全く委員と一緒にございます。できる限り多くの情報を町民に伝えられるよう、また、今現在、フェイスブックであるとか、ツイッターであるとか、これらも災害情報としては、今、必要な発信のシステムになっております。これらも含めて、町民の方々にも多くの情報を伝えていけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室m委員。

●室m委員 次に言おうと思っていたフェイスブックだとか、そういう話に入ってくさったので、それも一言だけ申し上げておきます。

非常にいいことだと思います。あらゆる手段を使って知らせたいという意味において、非常にいいことだと思います。ただ、気をつけなければならないのは、今、国が大変そういう雰囲気が強いですけれども、ホームページに載せてあります、これはホームページでお知らせします。何ですか、今、このごろはフェイスブックとか何とかいろいろあるけど、同じようなものですよ、知らない人間に言わせれば。そういうものに載せてありますということで、あとはそれを使って見なかったおまえのほうが悪いんだといわんばかりのものが随分あっちこちに、ちまたに横溢しているんです。ところが、これは私がみずからの能力のなさをひがみとともに言うんですけれども、大体私の友人たちを見ていても、ある年齢以上の人は全く無力ですね。携帯電話だって十分に使いこなしていません。ましてや、今のスマホなんていうのになったら、もう全くお手あげです。そういう人たちが相当に多いんですよ。それで、場合によっては、都会のオフィス街なんかから比べると、年齢構成だけでなく、厚岸町のような場合には、そういうものを使える人が少ないかと思えます。生活上、必要のない人が多いですからね。そういうことがありますので、こういうものを充実させたから、それで大丈夫なんだというふうには、どうかそういう幻想は抱かないでいただきたい。やはりこういうものを幾ら充実させても、情報の届かない人たちが結構の数でいるんだと。ここにも1人おられますから、そういうことをどうか念頭に置きながら進めていただきたいということをあえてお願いしておきますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、こういう時代になりまして、情報発信するものとしてはかなりたくさんあります。これら有効活用をきちんとしていかなければならないというふうに考えております。基本は防災行政無線とIP告知端末になるのかなというふうに思っておりますけれども、これらを有効に活用して、先ほどiチャレンジの部分での情報発信システムの構築というものもありましたけれども、これも今までそれぞれで入力しなければならなかった。ですから、タイムリーにそれぞれが同じ時間で発信することがで

きなかったものを、一度に発信するためのシステムであります。これらも有効に活用して、町民の皆さんにできるだけ早く情報を発信できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 4目ですか。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 防災行政無線とIP告知があるんですけど、IP告知なんですけど、使うのがわかんなくて、一切使わないでいるという人がたまにいるんですよ。それを使って電話をかけたこともなければ、あるいはボタンを押して、これ、どうなったら、何か変なことになったら困るからって、さわらないようにしてずっといるという人もたくさんいるような気がするんです、話を聞いているとね。ですから、防災行政無線は一方的ですけど、IP告知についてはどのくらい利用されているのか、何に使っているのか、あるいは情報をきちんとそれから得られるようになってきているのか、そういう調査を私はすべきではないのかなと。私もこのごろようやく、あ、ここをこうやって押せばこういうことがわかるんだというようなことがわかってきた部分もある。あの中にまだまだきつといろんなものがあるのかなと思いつつ、それ以上操作してしまつて、回復不能になってしまつては困るような機能というのがあるのかないのかわかりませんが、そういうふうになっているのか、やっぱりきちんと、一応各家庭にああいうふうには設置しているわけですから、利口に利用している人もいる一方で、それを利用できない人もいるのを見ると、あの機械を設置した意義が半減、あるいはそれよりもっと下になってしまうのではないのかなというふうに考えていますけど、利用状況等について、あの機械を通じて調査する方法があるのか、あるいは、ないので、一般的に何かのアンケートか何かをやらない限りその辺をつかむことができないのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町民の皆さんの使い方がよくわからないという意見もいただきまして、昨年、何か月にわたってIP告知端末の使用方法について、広報あつけしで、ある一部分のページを使って、何か月か、お知らせをさせていただきました。なかなかそれだけでは浸透しない部分もあるのかもわかりませんが、もし調査をやるとなれば、あのIP告知で調査をすることができそうですが、またそれだと使い方がわからないとか何とかという話になってしまう可能性もありますので、どういう形で使われているのかということは、今まで調査はしておりません。まだそのような形で町民の方々がIP告知端末をうまく操作することができないというようなことであれば、また改めて、どのような周知方法がいいのかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やっぱり機械オンチというか、僕でもそうなんですけど、やっぱりもし間違ったらというのが、精巧な機械になればなるほどあるんですよ。大胆に操作をすればいいのかもしれないけれど、それをやってしまって、取り返しのつかないことになって、それは全額自己負担ですよなんていう請求書がある日突然舞い込んでもやっぱり困るんで、なかなか操作に踏み出せないという人がいるんで、そのあたりについては、うちの自治会なんかでよくやっているいきいきサロンだとか、お年寄りの方々が集まって、そういう機会にでも担当の職員があつて持って行って、集会施設なんかで、ここにはこういういいことが入っているんですよ、こういう操作をするとすぐわかりますよとか、そういうことをやっぱりきめ細かに、時間がかかってもやるべきではないのかなというふうに私は思うんですよ。ですから、せっかくあの中に情報を結構入れておくことができるわけでしょう。操作の仕方によっては、それをうまく引き出しながら、町はこういうことをやっているんだ、これはいつまでやんなきゃなんないなということがわかるシステムになっているのではないのかなと。広報の場合は月1回ですし、そういうことを考えれば、途中でそういう情報を得ることができれば、非常に私はいいものではないのかなというふうに思うんですよ。そのあたり、もう少し何か運用に当たって工夫をしていただけないかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町としても、せっかく全世帯につけた機器でありますので、皆さんに有効的に活用してもらいたいという思いがあります。ですから、今、委員言われたとおり、自治会への出向いての説明、さらにはまた、改めて広報での周知、これらいろいろな方法を考えて、皆さんが使えるようになるように進めてまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ぜひそういうふうにしてほしいと思うんですよ。何かただ電話を貸与されたみたいになっている人も結構いますから、やっぱりそういうものではなくて、本当に町が町民に知っていただきたい情報を発信する一つの手段としてあるものなんだ、あるいはその逆もできるようになっているわけでしょう。ですから、そういうことをきちんと、利用マナーというか、そういうものも含めて、結果的に使えないので、なるべく手の届かないところに置いておいてというようなことにならないようにぜひしていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員から言われた内容含めて、皆さんに周知をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、4目、ございますか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 情報化推進費の73ページの住民基本台帳ネットワークの部分について、津波被害のときに、町村の住民の台帳の保管というんですかね、それが津波で流されてしまって、一切なくなってしまったという例があります。厚岸町については、この台帳ネットワークを通じてサーバー管理を札幌だかどこかにやってもらうというようなお話をしたんですけども、これらについてはもう100%終了しているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） サーバーを札幌に持っていくということで、それらの整備をいたしました。昨年の9月の補正予算で議決をいただいておりますけれども、今、そのまた新たな、75ページになりますけれども、総合行政情報システム整備事業ということで、約5,500万円が計上されておりますけれども、これが26年度分の賃借料になります。今回、OSが使えなくなるということも含めて、新たなシステムの整備をさせていただきました。前よりも安全なものに、そういう意味で、そういうシステムだとかの保護という部分では、さらにシステム的には向上したというふうに思っております。これが今、3月、整備を進めている段階でありまして、3月の途中から、新たなシステムでの稼働になるということになっております。詳しい内容につきましては説明は省略させていただきますけれども、前よりもさらにそういう部分での向上をしていると。さらに、災害があったときに、今度は厚岸町役場からコンキリエに移っての、それら住民ネットワークのシステム稼働ということになりますけれども、そちらのほうも既に構築をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 いわば、町民にわかりやすく言えば、災害に強い情報管理というような言葉を用いて、どこまで情報管理のシステムが構築されていたのかというのを町報等にぜひお伝え願えればなというふうにまた思います。今時点で100%ではないんだということですよ。100%になるのはいつころになるのか、また、その詳しいできあげを、ぜひ総務産業常任委員会のほうにも、一切こういった部分、我々に情報をいただけなかった部分もありますので、議会が終了した後に、委員長を通じて、ぜひこの部分についてはお知らせ、また、内容等、どこまでどういうふうに進んで、どういう管理ができているのか、ただただ住民のネットワークシステムを構築して、ただただデータを保存しただけのシステムなのか、また、年間のサーバー管理料とか、いろいろ詳しい部分があると思います。ここでは申し上げなくてもいいんですけども、説明をお願いしたいなという要望と、100%なのかどうか、その辺の部分だけ教えてください。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今現在でも100%だというふうに思っております。さらにそれが向上する、120%までとは言いませんけれども、さらに向上するということでお考えいただければというふうに思います。9月の補正の際に、若干の新たなシステムについては説明をさせていただきましたけれども、もし3月のこの新たなシステムを構築された段階で、委員会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、4目、ございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5目交通安全防犯費。  
9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、お願いがございます。交通安全、126万6,000円で質問をしたいんですけれども、庁舎の駐車場の関係の交通安全についてなんですけれども、よろしいでしょうか。交通安全という見地で質問をさせていただきたいと。

●委員長（佐藤委員） はい、どうぞ。

●南谷委員 ありがとうございます。

目の前の駐車場なんです。ここの駐車場、道路から入ってきて、ぐるっと回るのはわかるんですけれども、実際、車をとめるために、矢印がありますよね。今、薄くなっていますけれども。ここの駐車場の利用方法というのは、駐車場に矢印が書いてあるんですよね。ということは、こう回りなさい、左側から回って右側に出なさいと。ところが、時々左側から入って行って、駐車して、左側から出てくる車もいるんですよね。私は、今は消えて見えないんですよ。雪が降っても見えないし。あれは実際どうなっているのか、非常に疑心暗鬼なんです。ですから、左側から入っていても、左側から抜けるのも自由なのかどうなのか、その辺の考え方、実際にどうなのか、交通安全上の見地からお尋ねをさせていただきます。庁舎管理かい。そんなのすぐわかるでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 庁舎管理の担当としては、矢印どおりに本来であれば車を移動

をしていただきたいという思いはありますけれども、なかなかこの辺につきましては、車がないと、矢印にかかわらず、そのまま出ていく車両も見受けられますし、なかなかその辺の、1人立って、それを指導するというにもなりませんので、今、線が薄くなっている部分については、何らかの形で見えやすくしなければならないだろうというふうに思いますけれども、この辺はやはり町民の方々のモラルに任せるしかない部分はあるかと思えます。いずれにしても、町としては、見やすい形で、今、線が薄くなっているのであれば、それを濃くして、見やすくしなければならないだろうというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大変申しわけないです。庁舎管理のほうだと言われれば、これ1回にしますから。私は、少なくとも交通安全上の観点から言ったら、やはりきちんとした態度を示すべきだと思うんですよ。私もその運用についてはどうのこうのということでは、言われたことはありません。でも危ないと思うんですよね。やっぱりきちっと、左側から入ったのは右から回って出てこようというんだら、指示板というものが必要ではないのかなど。雪が降ったら見えなくなりますよ。現実去年の秋から全然、矢印が薄くなって、棒線だけです。これではやっぱり管理する側として問題ありますよ。少なくともきちっと明示を、はっきり町民の皆さんが、役場にたまにしか来ない方もいるわけだから、入ってきたときに、こう出たら危ないんだぞというものを示すべきだし、それから、明示、雪降ったら見えなくなりますよ、何ぼ矢印書いたって。そういうものも含めて検討してください。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 検討をさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

12番、室ml委員。

●室ml委員 何回もこの話はしているんですが、自転車の問題です。道路構造上からいって、日本の場合、自転車は非常に危ないんですよね。自転車は軽車両ですから、道路交通法からいって、歩道を走ることはいけません。車道を走れば、ダンプまで走ってくるわけですよね。だから非常におっかない。それで歩道に上がるんですね。ついこの間まで、警察は、交通指導として、車道を走っている自転車をどんどん歩道に上げました。私も何遍もそういう指導を受けています。車道を走っているとおまわりさんが来て、だめだ、こんなとこ走ったら、歩道を走れとって、交通法規違反のように怒られたもんです。

それが、ある年からころっと変わったんですね。そして、本来の形を言い出したわけです。じゃ、今までやっていたことはというと、全く口をつぐんで一言も言いません。



よくある話です。それで、今は、何ていったっけな、ちょっと今、名前忘れましたが、歩道がある程度幅があって、こちら側は自転車、こちら側は人という標識がついている特別な歩道以外は、基本的に自転車は歩道を走っちゃいけないんですよ。でも、現実にそれを徹底すると、非常に危ないところもあるわけです。それで、そういうところを含めて、非常に危険なところは、歩道を走ることを暗黙のうちに認めましょうと。

ただし、恐る恐る走りなさいと、こういうことになっているわけですね、運用は。ところが、恐る恐るどころか、風を巻いて、レースに出ても入賞できるんじゃないかっていうようなスピードでもって人の間をぬって走っていく、これは全国的になんですが、厚岸でも相当例が見られます。これについては、単にモラルなんていう問題ではなくて、法規違反ですから、これは取り締まるべきところがきちんと取り締まってもらわなきゃだめなんです。

ただ、私が言うのは、その先なんですけど、今、そういうことで、歩行者をはねる自転車、この事故が結構出ているんですよ。そして、死亡事故が全国でいうと結構な数に上がっているんです。これは教育委員会も同じ問題を見ていると思うんですがね。自動車の場合には、全く保険に入らないで自動車を運転することは本来許されないですよ。どうしても入らなければならない保険と、任意保険とがありますよね。ところが、自転車の場合には、保険を強制されていませんね。ですけど、やっぱりある程度のものが入っていなければ、今の自転車の交通状況の危険性からいって、大変危ないと思うんです。このあたりの指導を町としてはどのように考えていらっしゃるか。

それから、教育委員会では、登下校含めて、学校によると思いますけども、登下校、放課後に、子どもたちが自転車に乗ることについてはいろんな指導をしていると思うんです。いろいろやっているということは聞いております。この保険の部分、その部分についてはどうなんでしょうか。これについてお聞きしておきます。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいまのご質問でございますけれども、確かに最近、道路交通法の改正もあって、歩道は走っちゃいけないということなんですけれども、場所によってとか、高齢者ですとか、そういう特例の場合は走ってもいいということもありまして、確かに自転車が歩行者より大きな顔をして乗っている場合も多々見られます。実際、私も、厚岸ではないんですけども、札幌市内で自転車に、そんな大きなあれではなかったんですけど、カバンですけど、引っかけられたという経験もあります。

それで、もし事故が起きた場合、被害者はもちろんですけども、加害者のほうにも大きな傷跡というか、賠償とかもありますので、出てくると思います。それで、最近、新聞でも出ていましたけど、保険付きの自転車の販売も出てきているようでございます。また、安価な傷害保険等もあると思いますので、その辺、調べまして、広報なり、これからちょっとその辺、検討させていただきたいと思うんですけども、町民に対してその辺をPR、保険加入、あくまでも任意ですけども、その辺をちょっと啓蒙していきたいなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 私のほうからは、各学校の対応についてお答えしたいと思いません。

各学校におきましては、毎年春、4月の中旬あたりから5月にかけて、交通安全教室、その中で自転車指導、学校によって多少差はありますが、警察の方を呼んでの指導で行っております。その中でも、特に新しく自転車を買った場合には、自転車の保険というのも販売店で勧められることがありますので、その際にはなるべく入りましょう、あとは、自転車関連団体からの通知文等が学校に来て、それを保護者宛てに配布する中で、その中で、先ほど質問者言いましたとおり、自転車に乗っての事故等もふえてきておりますので、各家庭におかれましては、なるべくこういう保険もありますので、ご加入することをお勧めします等の文書等を出して、学校によっては学校だより等でもその旨伝えているところがあります。

以上です。

●委員長（佐藤委員） 12番、室長委員。

●室長委員 まず、町として、町全体にそういう啓発を行うということはぜひやっていただきたい。

それで、死亡事故が起きた場合には、非常に悲惨な状態になります。この前、小学生が、大阪かどっか、関西だったと思うけど、ありまして、これは親が九千何百万円の賠償をせよという判決が出ていますね。だから、今、人の命を、過失であろうとも、奪うと、民事では1億円というものが目の前にぶら下がっている、大体そういう時代に入っているということですね。前は非常に少なく、1,000万円とか、その程度の判決で終わるものが随分あったようですが、今、やっぱり自動車でも対人というのは1億円とか無制限とかというものが、随分入る人が多くなってきていますが、そういう時代なんですよね。

それで、ちょっとこういう話をそれなりに、私なりにちょっと意識を持って、日常の中で知り合いの人に言っていますと、とんでもない誤解をしている人が時々いるんです。それは、子どもだから過失責任を問われない、そういうふうに思っているんですね。それは子ども本人が問われないだけなんです。子ども本人が過失責任を問われないときは、その分は全部親がかかるんですよ。親の監督責任というものにもろいってしまうんですね。だから、子どもがやったことだからといって、誰も責任問わないなんていうことはあり得ないわけです。そこを誤解している人が結構な数でありますね。ですから、やはりそこまで、要するに自転車で万が一を引っかけ、それが転んで、打ちどころが悪くて、ひかれた人が死んでしまったりしたら、これは相手方に訴訟を起こされたら、1億円程度の損害賠償をしなければならない事象は幾つもあるんですよというところまで示して、やっぱり言っていただきたいです。

それから、学校にお願いするんですが、学校では、自転車運転免許制度みたいなものをやっているところもあると聞いたんですが、厚岸町あたりではそういうことはしてい

ないんでしょうか。どうでしょう。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 確かに昔はそういうライセンス、そのようなものを与えてやっていたところも町内でもありますが、現在はそういう各学校において自転車運転免許証みたいなものを発行しているところはございません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室<sub>m</sub>委員。

●室<sub>m</sub>委員 必ずそうせという意味ではないです。指導としてどういう方法が一番いいかという中の選択肢の一つだと思うんですが、何年生以下は乗ってはいけないよというようなことをやっている学校もあるようですね。町内はどうか知りませんが。

それで、いずれにしても、気をつけましょうね、こうしましょうねでは、気をつける人は気をつけるということになりかねません。それで、やはり特に小学生なんかの場合には、親御さんのほうに、中学生だってもちろんですが、親の責任として、今の時代、訴訟なんか受けると、厳しく問われるということをきちんと示して、そういう事例は幾らでもありますからね。そして、こういう保険も必要なんだということまで指導していただきたい、そのように思いますが、町全体と教育委員会、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今、委員言われましたように、保険関係のPRにつきましては、本当に具体的な事例を載せましてPRしたいと思えますし、より一層、それを機会に、保険に入ったから安全運転しなくていいというものではありませんので、それを契機に、さらなる安全運転、それを啓蒙していきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） お答えいたします。

各学校によって差はあるのかもしれませんが、その差が生じないように、春先、各学校ではPTA総会並びに参観日の懇談会等々もあります。あと、家庭訪問もありますので、その中で、今の問題につきまして、保護者に注意喚起をして、高い意識を持っていただきたいと思えます。そのように指導してまいりたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室<sub>m</sub>委員。

●室<sub>m</sub>委員 今、保険の話だけしましたが、これでやめますけども、自転車の乗り方、普通、マナーで片づけられるんだけど、あれ、実は交通法規違反なんですよね。違法行為なんですけど、並列で走ったり、あるいは飲酒運転をしたり、これは教育委員会のほう

にはないでしょうけど、いろいろあるんです。そういうものについても、自転車は歩行者と同じだから、1杯ひっかけて乗ったって何ともないんだというような常識も一部にはあるようですが、あれ、歩行者と同じじゃないんです。自動車と同じなんです。それで、そういうものについて、やはり啓発と同時に取り締まりをきちんとやっていただきたい。これは警察のほうと打ち合わせて、厚岸で自転車による悲惨な事故が起こらないように、ぜひお願いしたい。そういう部分も含めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 確かに言われるとおり、自転車に乗っている方については、それが軽自動車だという意識がなくて乗っている方も多いように思われます。その辺も含めまして、交通ルールはもちろんですけども、取り締まりのほうも警察署のほうと協力いただきまして、その辺の取り締まりのほうも厳しく進めていきたい、このように思いますので、ご理解願います。

●委員長（佐藤委員） 震災黙とうのため、休憩いたします。

午後 2 時35分休憩

午後 2 時47分再開

●委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。

時間が中途半端になりますので、このまま休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） それでは、3時15分まで休憩といたします。

午後 2 時48分休憩

午後 3 時15分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

他に、5目、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

6目行政管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7目文書広報費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 8目財政管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 9目会計管理費、ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 10目企画費。

12番、室ml委員。

●室ml委員 次のページのところにあるまちおこし補助金でちょっとお聞きしますが、大した話ではないんですけど、これで見ますと、5,000円ついているわけですね。まちおこし補助金が年間として5,000円ということは、これはあり得ないと思います。ですから、去年も見ていると、補正で必要なものをふやしていくというやり方だろうと。当初は枠をつくっておいてということだろうと思うんですが、年間の総予算、これは応募があることによって変わるとは思いますけど、どのぐらいを見ているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。

まちおこし補助金、当初予算においては、基金利子が当初で4,000円ほど見させていただいております。4,000円ちょっとあるんですけども、それに端数、1,000円プラスして、当初予算では5,000円を補助金として見込ませていただいております。

ただ、実は今、新年度の募集も、広報誌を通じて皆さんに周知をさせていただいているところがございますけれども、今のところまだ要望はございません。

ちなみに、平成25年度につきましては、217万円ほど補助金の内定、全て事業がまだ終わっておりませんので、確定とは言えませんが、内定ということで、217万円ほど予定をしております。これは、まちおこし補助金はいつまでというふうには定めておりません。当然、まちおこし団体と言われるところから、何かそういう動きをしたいということがあった場合には、まちおこし補助金の対象にもなり得るということで、いつでもご相談してくださいということですのでさせていただきます。その内容に応じて、そのまま

まちおこし補助金の対象にもなるでしょうし、あるいは、もう少しちょっと工夫をすれば、この補助制度の活用もできるよというアドバイスも含めて、担当の企画のほうで協力をさせていただきながら、正式に要望が上がってきた段階で、内定委員会の開催等を通じて、補助すべきだということになった時点で、次期開催の議会のほうに提案をさせていただくということで、年間の補助金の限度額というのはあえて設けていないところでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 83ページ、負担金、その中の上から3番目の北海道横断自動車道、釧路根室まちづくり建設促進期成会、それと、5番目の北海道横断自動車道、釧路地区早期建設促進期成会、それと、8番目の地域高規格道路、釧路中標津道路整備促進期成会、これの内容について教えてください。新聞でもいろいろとこちらのほうに道路が来た場合にどうするかというのを、結構新聞記事にも出ていましたんで、内容と、それもちょっとだけ、今言った内容も含めて、そういうことも含めて、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

一つ目の横断自動車道、釧路一根室間、それと、釧路地区と、釧路中標津の高規格道路の関係でございますが、基本は、横断自動車道につきましては、北海道を横断するというので、ずっと道央のほうから整備が進められてきております。最終は根室までということでの道央の自動車道の計画でございますが、今、浦幌まで来て、ことしには白糠インターまで開通するだろうということで、この釧路までの間の整備については、この釧路地区早期建設促進期成会のほうが整備促進をお願いをしているということでございます。釧路のインターから、一般的には別保からオンネットウというふうなことを言われておりますが、根室までの間の部分を釧路一根室間建設促進期成会のほうが中心になって、今はこれ、整備区間になっていないんです。事業計画という期間で、まだルートもどうなるかも固まっておりません。そういったところを整備区間のほうに上げて整備をしていただこうという各種要望等を行う団体、期成会ということになってございます。

それと、もう一方、地域高規格道路、釧路中標津道路整備促進期成会につきましては、釧路から中標津のほうに上がっていく、今度は地域高規格といいまして、高規格道路の一つではございますけれども、一部分的には整備もされてきておりますが、こちらのほうにつきましては、厚岸町のほうも一部、標茶町との部分で区間が入りますので、この期成会のほうに名を連ねて、整備をするための促進期成会に加入している。この三つをあわせてトライアングルという形で整備促進を図っていこうというような関係で、釧路中標津道路整備促進期成会は動いているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 今、話聞いていて、わかりました。

それで、やっぱり私も何回か質問しているんですけども、やっぱりできるだけ情報を早くとらえて、この厚岸町のためにできるだけそういうものを、道路がついたらどういうような形でうまく利用していくかなということは考えていっていると思いますけれども、その辺だけ、ちょっとだけ教えてください。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） やはり厚岸町は、基幹産業、漁業、農業ということでございまして、食料生産の基地にもなっているということでございます。そういった中では、こういった高規格道路、流通体系が整備されるということは、厚岸町にとっても大変有効なことですし、あるいは、医療の面からしても、いろんなさまざまな生活の部分においても、こういった高規格道路といいたまいますか、高速交通体系の道路網ができるということは大変プラスになるだろうということで、厚岸町としても促進をしているところでございます。

実は皆さんもご承知のとおり、今年度ということで、話によると、今年度とは言っているけれども、来年の3月になるかもしれないということで、白糠インターまでの開通がされるだろうということで、今、整備が進められておりますが、これを契機に、釧路圏域の中に初めて横断自動車道が供用開始されると。これを契機に、観光面等を初めとした振興を図っていくための取り組みをしようやということで、管内の市町村がこぞってウェルカム道東道の協議会を立ち上げまして、首都圏等に向けてのさまざまな活動を今進めておりますが、実際的には、26年度において、活発に行われていくだろうと。27年度については、今度は阿寒インターまで来るとということで、いよいよだんだん近くなってきますので、そういった取り組みを通じて、単なる高速道路が供用開始するということではなくて、その供用開始に向けて、この地域が一層発展するような取り組みに結びつけていこうということを今行っているというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 よくわかりました。それじゃ、私ももうちょっと勉強してから、今後、いろいろとやりとりということで、よろしくお願いします。

終わります。

●委員長（佐藤委員） 答弁はいいんですね。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、10目、ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 11目財産管理費。

6番、堀委員。

●堀委員 貸地料のところでも聞いてもよかったですけれども、歳出のほうで聞くんですけども、以前、町有地、白浜の端のほう、何番地かというのはちょっと私も理解していないんですけども、あそこの旧町有地、現在の町有地のところを借りて、太陽光発電をしようというふうになっていますよね。その後、できたのかどうなのかというのは、ちょっと私のほうでも聞いていない、なかなかあそこは前を通ることもないんで、現地も確認はできていないんですけども、現在、どのくらいまで進んで、供用開始されていれば供用開始されていたでいいんですけども、教えていただきたいと思うんですけども。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 実は白浜の地区において、特別養護老人ホームに向かって右手のほうの、昔、残土捨て場に使っていた土地の部分でございますが、そこを利用して太陽光発電を建設をしたいと。規模としては0.8メガ程度のということで、厚岸町も事業協定書を結びながら進めていたところでございます。

ただし、北海道電力と正式に太陽光発電を行うための系統連携協議というものを行うに当たって、新聞でもいろいろご承知かと思いますが、北海道の設備等の関係で、どうしても受け入れるだけの容量がないという規制も一部ではありますし、厚岸町と協定を結んでいた会社につきましても、北海道電力のほうに系統連携の申し込みをしたわけでございますが、実は平成24年度において、初めての固定価格買い取り制度が走りまして、20年間42円ということで、実はその白浜地区周辺でも、厚岸町と協定を結んでいる以外でも、北電に聞くと、業者名は教えていただけませんが、先行2者があったということで、うちの協定書を結んだところは第3番手ということでございました。ですから、その容量の関係で、どうしても先行きが見えない。新聞でもいろいろ全国的な問題になっておりますが、そういった形で、権利だけ、各電力会社と申し込みをして、権利を獲得して、その後に土地だとか、実際にやる資金手当を考えたりということで、進んでいないところがたくさんございます。それで、北電としては、やはり申し込み順に受付を開始するというものですから、初めの私どもと協定を結んでいた会社以外の先行2者のほうから手続を進めている。でも、初めに申し込まれたところが一向に進まないということで、ずっと塩漬け状態になっていたところでございます。

ただ、再生可能エネルギーを普及させようという国の考えもあって、そういった状況が全国各地で出てきているということでは、経済産業局において、申し込みはしているけれども、事業凍結されている形で進んでいない部分については、今、実際に個別事業者ごとに当たって、土地の確保がどうなのか、もう既に事業化に向けた発注をしているのか等々の調査をやって、その決められた期日までにそういった手続がとれないところについては、取り消しをするという動きになっております。

そういったことで、私どもの協定を結んでいるところの会社のほうからも連絡がきま



して、実は先行のうちの第1番目に申し込んだところが、そういうことで事業化が難しいということで、手をおろしたという情報が入りました。2番手、そして厚岸町と協定を結んだ3番手があるんですが、そうすると、北電のほうから、3番手のほうも、これは系統連携のほうの正式協議に入れるだろうという連絡が入ったようでございます。

ただ、経済産業省が求めてきている期日までに提出するためには、北海道電力がどの程度の電力の受け入れをしてくれるのか、それと、連携を結ぶために、北電に負担金を施工業者は払わないといけないんですが、その負担金がどの程度になるのか、そういった額が、正式な額でなくても、概算が見えなければ、業者発注できない。当然、規模が決まらなないと発注できないわけです、設備のほうも。そういったことで、北電との今調整に入っているということで、北電さんのほうにお聞きしますと、先週末にはそういった概算の提示がされたんだろうというふうにお聞きしております。その後、事業者のほうで最終の設計を詰めて、業者のほうの発注の見通しをつけて、そしてその関係資料を経済産業省に提出するというふうでございますが、ですから、この北電との協議が整うには、その正式書類を出した後に3カ月程度かかるという見通しも言われておりますので、早くても6月以降にならなければ着手できないんだろうという情報を、協定を結んだ会社のほうからお聞きしております。

いずれにしても、これまで手続的に1番に申し込んだところのそういった状況があった関係で、ずっと塩漬け状態になっておりましたが、ようやくその事業化は今年にはできるんだろうという見通しが立ったというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、協定自体はまだ生きています。貸地契約というのは、それじゃ、されているのかどうなのか。貸地料を、例えば去年とかも支払われているかどうかというのはどうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 土地の賃貸借契約は、既に協定を結んだ、正式な日にちは定かでございますが、何週間後に正式に結んでございます。ただし、賃借料が発生するのは、工事に着手する、あの土地に何らかの手をつけるといったときから発生するということになってございますので、賃借料はまだ厚岸町のほうに入っていないということでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、11目財産管理費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 12目車両管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項町税費、1目賦課納税費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項、1目戸籍住民登録費。  
8番、竹田委員。

- 竹田委員 賦課納税費、だめですか、もう。行っちゃったもんね、戸籍住民登録費にね。

- 委員長（佐藤委員） 2項、1目ですか。

- 竹田委員 はい。

- 委員長（佐藤委員） 2項、1目、はい、どうぞ。

- 竹田委員 済みません。

税財政課、納税の町税収納でちょっとお聞きします。

ふるさと納税の部分についてなんですけども、ここで聞いてもよろしいですか。あとないんだよね。収入で聞けばよかったですけども。だめならやめますけど。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですよ。

- 竹田委員 いいですか。ありがとうございます。

ちょっと読ませてもらいます。ふるさと納税とは、自分のふるさとの自治体や応援したい都道府県及び市区町村に対して寄附をするという、寄附金額のうち2,000円を超える分について、所得税が寄附した年から、住民税は翌年度から控除される制度であると、ここまでは正しいでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） そのような制度になってございます。

- 委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 財政が大変逼迫している日本の各自治体の中で、このふるさと納税というのは大変ありがたい財政基金というふうにとらえていると思います。寄附金は、地域の活性化や産業や教育振興などの自治体の行う事業に充てられているということなんですけども、各自治体では、この寄附件数が4年で2倍になったという事例がありました。この寄附金をいただいたところに、町内の特産物などを贈呈して、寄附金集めを逆にしているという事例がありました。

厚岸町についても、もらえないよりもらえたほうが良いということなんで、厚岸町については、昨年度、収入として七十数万円、たしか入っていたと記憶していますけども、約4件か5件くらい入っていたんですけども、いただいた方には、厚岸町としてどのような形でお礼をしているのか。また、このふるさと納税をしていただいた方に、町内の特産物などの贈呈というのをしているのかどうなのか、ちょっとお聞きします。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町でもふるさと寄附金がふえてきております。ホームページにもふるさと寄附金のことに関しては、ホームページでの周知、お知らせというんですかね、しておりますけれども、他の市町村で特産物を贈っているという事例はお聞きしたことはありますけれども、厚岸町ではそのような特産物を贈っているというようなことはしておりません。ふるさと寄附金をされた方には、町勢要覧を送っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 ふるさと納税をしていただいた方に、厚岸の要覧を、金額に問わず出しているということですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほどもう一つ、広報あつけしも送らせていただいております。これは金額によらずということです。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 ふるさと納税、言っでは悪いんですけど、その程度しかやっていないんですよ。できれば、確かにホームページにも載せているということなんですけど、もっともっと寄附件数が伸びるように、厚岸町の特産物をお出しになるよと、そういったホームページに載せて、もっと寄附金を集めるような展開策というのは考えていったらどうなのかという、そういうアイデアなんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 市町村によっては、ふるさと寄附金を募るための積極的な広報等をしているところもある一方、総務省からは、先ほど質問者おっしゃられたような、特産物を贈って、過度な寄附をあおるようなことを自粛をしてほしいという総務省通知もありますので、その辺の兼ね合いを含めなければならないのかなというふうに思っております。現状では、今のところそのような特産物を贈るといったことは検討をしていない状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 過度なことというのは、私、一言も言っていないんですよ。それはちょっと言い過ぎじゃないかと思うんですよ。例えば、米子市というところで、市民の体験パックを贈呈しているとか、1万円以上の方には特産物1品、3万円以上には2品、定価約5,000円の品を、豊富な64種類の中から選択できるというふうに、米子市民の体験パックだとか、こういうのがいただけますよというふうにホームページに載せてやっているんですよ。これは過度ではないと思うんですよ。私の言っているのは、過度な寄附金集めということを視野に入れて話しているのでは全くないんです。そこはちょっと誤解しないでください。だから、一般的な考え方で許される範囲の中でということと考えてほしいんですけども、その中で、特産物の贈呈などをやって、厚岸町のPR活動にもなると、一長一短あると思うんです。だがしかし、基金をたくさんいただけるような仕組みに持っていくというのは、これは決してよくないことではないと思うんです。いいことだと思うんですよ。そういったことで、ぜひ検討してもらいたいんですけど、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

私は、どちらかという、他の自治体でやっていることについては、余り好ましく思っておりません。なぜかといいますと、先ほど冒頭にお話ありましたとおり、ふるさと納税の趣旨であります。ふるさとを応援してやろうという志を持ってふるさと納税、それに対する減免もあるわけでございます、お礼のお返しとして、特産物なり、物を贈るといことはどうかなという、私は考えを持っておるわけでございます。確かに他の自治体においては、ふるさと納税をさらに多額な金額等をいただくために、いろいろな方法を考えているようですが、私としては、純粋な気持ちを持って厚岸町を応援してやろうと、物ではない、そういう気持ちが私は欲しいんです。

しかしながら、他の自治体においては、いろいろな方法でふるさと納税の推進をいたしておるわけございまして、厚岸町におきましても、いろいろな、特にカキ等含めて、海産物等があるわけございまして、ふるさと納税をすることによって厚岸のカキが贈られてこられるとかいう方法もあるかと思いますが、この点については、ふるさと納税も貴重な財源になることは間違いがございません。そういうことで、今後、いろいろと工夫をこしらえながら、ふるさと納税を多くの方々から寄附をいただくという方法が、どう

いう方法があるのか、さらに研究を重ねてまいりたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 日本全国で、ゆるキャラで有名になったくまモン、熊本県の事例なんですけども、13年度の納税件数が943件となり、過去最高を記録した。昨年度を超えて、13年11月現在では納税額は2,233万円と、地域活性化や産業振興に活用され、ふるさと熊本づくり応援分、また、夢教育応援分が寄附の使い道として大きな柱になっている。夢教育応援分は、寄附者が希望するなど、寄附金を納付するもの、地元への愛着心が高い県民性を反映した取り組み、爆発的なブームとなったゆるキャラくまモンの人気強い追い風になったと。特典にもくまモングッズセットが用意されているほか、昨年11月25日から、三つ目の使い道として、新たにくまモン応援分を追加したといった、こういう記事がありました。こういうことは、じゃ、知っていましたか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今言われたような個々具体的な事例というのは、今言われた内容につきましては拝見をしたことはありませんけれども、他の市町村でのそのような積極的な働きかけというものはホームページで拝見をしたことはございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 町長も検討していったって、どういう事例があって、どういうことが厚岸町の部分についていいのかどうなのか、検討するという事なんですけども、ぜひ各町村の事例というのがたくさん載っていますので、そこを勉強していただいて、何をどうするか、また、せっかくできた制度を利用して、たくさんのふるさと納税がいただけるように努力していただきたいなというふうに、再度お願いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

実は先般、東京厚岸会が開催をされたところであります。その中でも、ありがたく、自主的に、ふるさと納税の課題がいろいろと議論になりました。ぜひそういう制度があるので、厚岸町のために応援をお願いしたいという、会長からも積極的なご意見もあり、また、会員からもいろいろな問い合わせがあったところであります。

そういうことで、ふるさと納税の今後のあり方について、先ほどもお話しいたしましたけれども、いろいろな事例もありますけども、私としては、先ほど申し上げたとおり、どうかなと思うんです、本当に。現実には厚岸町のために応援してやろう、物ではない、見返りはない、そういう中で、ふるさと納税の趣旨があるのでなかろうかと、私はそう思っておりますが、しかしながら、各方面からふるさと納税をいただくということは、

財政が厳しい中では必要なものでありますので、いろいろと研究をさせていただきたい  
と思います。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 クレジット決算で手続簡素化というふうにあるんですけど、この部分につい  
てはご存じでしょうか。厚岸町はまだやられていないんですよね。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町では行ってはおりません。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 そういう部分もぜひ研究してもらいたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まずはどのようなものかというものを見させていただいて、検  
討してまいりたいというふうに思います。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3項、1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目道知事・道議会議員選挙費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目町長選挙費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目町議会議員選挙費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目参議院議員選挙費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7目農業委員会委員選挙費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6項、1目監査委員費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。  
6番、堀委員。

- 堀委員 健康増進機器整備事業ということで、いただいた資料でも説明があったんですけども、今回、4基が全て更新と。なおかつ、1基増大ということでなっているんですけども、この4基は、4基全て、もう使用に耐えないんだということなんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 現状では、使用に耐えないというところまでの状況ではないんですが、特に24年、25年と、チェーンの部分、これがどうもゆるんでしまうという現象が起きていて、これを業者に専門的に直してもらおうと、相当な金額になって、実は現在、チェーンを買って、自前で時間をかけて直している状況が続いたといったことがあります。ですから、このチェーンをクリアできれば、何とかごまかして使っているわけなんですけども、こういったことが頻繁に起きてくると、なかなか大変なものですから、そういったことでの状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 それについては大体説明あったんですよね。ただ、だからそれが4台なら4台が全て同じ状況が発生してしまっているのかどうなのかということをお願いしたい。

それと、今回、1台増大ということなんですけども、利用状況的に、現在の4台が足りないんだと、利用者が多くて多くて、常に待ち時間があるんだというような状況だから増大したんでしょうけども、その根拠となる数字や何かというのはあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、これはエルゴメーターというものなんですけども、チェーンについては、4台全てについて、一度は故障しているという状況。加えて、脈拍センサーの部分が2台、それから、ペダルストラップという、ストラップの部分、ここが1台ということで、こういうような状況で、チェーンについてはいずれもなっているという状況であります。

なお、健康増進室の総合的な利用の状況は数字で持っておりますけども、個々の利用状況については、残念ながら把握できていない状況ではあります。現在、エルゴメーター4台と、それから、トレッドミルというんですか、歩行、あるいは走行の部分ですが、これが大きなものが2台、それから、山登りといいますか、それが1台と、マッサージが3台、それから音楽を聞くのが1台ということで、実はこのトレッドミルが結構な人気でいるんです。ただ、これが2台だということで、こういったことから、実は待ち時間が生じているというのは、トレッドミルにちょっと人気偏り過ぎているという状況で、加えて、この自転車がなかなか都合が悪いものですから、なかなか張り合いが出ないと、そういうようなことがあって、待ち時間が生じているということになります。したがって、そういう自転車の機能アップを図って、何とかその待ち時間解消をしたいなど、そういったことで、4台を5台と、こういうふうにしてもらっていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。ただ、ことし、防衛調整交付金を活用可能ということでの事業化というふうになったと思うんですけども、今言った状況というのは、当然、何年も前からそのような状況、チェーンが壊れたり、消耗品がなくなったりとか、トレッドミルのほうがどうしても人気偏り過ぎてしまっているような状況の中で、さまざまあったと思うんです。去年までの第4次の総合計画のほうではなくて、今回、第5次のほうで、新年度の、当年、1年だけなんですけれども、このように載ってくると。これはお金の都合がつけばすぐやれるけども、お金の都合がつかなければ、いつまでたっても、それじゃ、これについてはかえもしなかったし、更新もしなかったし、増大もしなかったと、そういうことなんですか。



●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この26年に実は頭出しというふうになったんですけども、この故障が出始めたのが24年なんです。何とか直った、十分な結果ではないですけども、直ったということで、25年も実は使っていたんですけども。ところが、またそういうことで、25年にもまた起きてきたというふうな状況で、26年に頭出しせざるを得ない状況があったんですけども、加えて、年数がやっぱり、これ、初めての入れかえを考えているものですから、部品が、やっぱりもうなくなってきている状況もあったということでありまして、今回、お願いをさせていただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、先ほどの説明の中では、この健康増進室の中には、あと、トレッドミルやマッサージ機や何かも当然あるわけですよ。これらだって、当然、建てたときからあるものであれば、経過年数的には同じような状況ですよ、年数的には。そういった中で、これらの機器についての現状はどのような状態になっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 3 時56分休憩

午後 3 時57分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

まず、山登りを想定した機具というんですけども、これはエアロクライムというものなんですけど、こうやって登っていくやつなんです。これについては、まだ入れかえをしていない、平成12年に購入した状況であります。実はこれ、やってみると結構負担がかかる動作を求められるんです、足の筋肉。こんなことから、ちょっといまいち利用の状況が低迷な状況でございます。したがって、機械の摩耗状況も、他の機械とは違って長持ちしているという状況であります。

それから、マッサージのほうの椅子3台があるんですけども、これは実は平成17年度に更新をさせていただいております。

それから、ボディソニックというのが1台あるんですけど、これはマッサージではなくて、横になって音楽を聞いてリラックスをしていただくものなんですけども、これはそのまま、まだ現在使える状況であります。

それから、トレッドミルでありますけども、これは平成17年に1台、加えて、平成22年にも1台更新をさせていただいておりますので、当分の間、この状況でいけるだろう

と、こういうような状況で、今回は、今まで入れかえてこなかった自転車というんでしょうか、エルゴメーター、これについて検討させていただいた結果ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 大体わかりました。

ただ、やはり必要な機器、必要な整備というものを、突然に上げてくるんじゃないで、やはりしっかりと年次計画を立ててやられるように。3カ年ですから、当然、今言われたトレッドミルやクライム何だか、マッサージチェアとかにしても、やはり経年の中では、当然に壊れることを想定しなければならない。やはり健康増進室を維持していく上でも、そこら辺のしっかりとした維持管理のスケジュール、計画というものを持って当たっていただきたいなというふうに思うんです。それについてぜひお願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今後、そのように、今まで以上に管理に努めてまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 一つは、社会福祉一般の社会福祉協議会への補助金、老人福祉施設職員移行の補助金1,300万円ですか、これの内容を、今まで私、移行に反対の立場をとってきましたので、これについてはきちっと把握されていなかったんですが、もう一度説明をしていただきたいと。これが行われることによって、職員等にどういうことがきちっと保障されていくのか、そのあたりを説明していただきたいと思います。

それから、福祉灯油なんです、前年度は445世帯というような説明であったのかなと……（発言する者あり）前年度は445世帯という説明だったのかなというふうに思うんですが、これが今年度、若干増額予算になっているということなんです、実績等踏まえた上での予算増なのか、それとも対象は一応前年と同じなのか、また、利用者がふえた場合には、新年度においても途中で補正をするというふうに理解をしていいのかどうかということですけど。

それから、臨時福祉給付金なんです、これは例の1万円のことをいうのかな。これをちょっと内容を具体的に説明してください。差し当たってここまで。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、社会福祉一般に計上の社会福祉協議会（老人福祉施

設職員移行補助金)の内容でございます。これは平成26年度に初めて計上をさせていただく内容となっております。今般、心和園及びデイサービスセンターについて、指定管理者制度へ移行するに当たり、町の現在正職員である方が社協への移行を希望されている方、現在4名いらっしゃいます。その方は、非常に申しわけないんですけども、社協の身分上の対応としては、嘱託職員という状況になります。この正職員については、他の嘱託職員も全て現在、1月1日に支給されている給与を下回らないように、ちゃんとそれをお支払いして、それから毎年昇給するように、そういうことで移行してもらいんですけども、正職員については、特に現在、社協の給料表に当てはめると、高い額になっている状況でございます。これをこのままいくと、将来、社会福祉協議会に負担になるのは間違いありませんので、この正職員の部分については、積算の考え方として、4名については、臨時職員でもし採用できた場合を想定しますと、4名で1,138万2,000円で、この方たちは正職員というふうに行きますので、4名分で2,439万5,000円であります。臨時職員が1,138万2,000円となります。この差額を何とか支援をさせていただきたい。これは通常、私ども、指定管理者制度を検討する際に、北海道でありますけども、他の社会福祉協議会で受けた事例等を参考にさせていただきました。というのは、やはり移行時に当たっては、補助金を出しているところがほとんどでありまして、それは5年であるとか3年であるとか、それはさまざまでありました。今回、私ども、実はこの計上は単年度の予算計上になりますけども、何とか3年間、この継続した支援をしていけないかという初年度でございます。

この1,301万3,000円というのは、先ほど申し上げた嘱託職員と臨時職員の差し引きの額でございます。このことを支給することによって、現在、3年間でいきますと、1,300万円掛ける3年分となりますが、約4,900万円、約5,000万円くらいになります。現在、社協との関係では、指定管理者になります……。(発言する者あり)3,900万円ですね。現在、社協との指定管理者移行に当たっての収支の関係では、黒字経営でいけるということでありまして、今回、私どもの今働いている町職員が、ほぼ社協のほうへ移行を希望しております。その方たちの現在の給料が、実は毎年、社協に行ってから、300万円から400万円程度上がります。これを10年掛けると3,000万円から4,000万円程度になります。このやっぱり3,000万円、4,000万円となると、さすがに今の経営上、黒字を見込めていても、将来はちょっときつい状況になります。こんな関係で、この1,300万円、何とか3年間支援させていただければ、10年で支給が4,000万円程度ですから、それを3年でカバーできれば、あとは毎年の利益で、後年度、継続していけるかなと、そういうふうな関係で、ぜひこの支援をさせていただきたいという内容でございます。もちろん、職員はそのまま昇給をしていきますけども、この4名のうち3名は、嘱託職員給料表の最高号俸に達しております。ですから、昇給は実はないのであります。こういう関係で、もう1名はちょっと若い方ですんで、それは最高給料号俸まで達するまで昇給をさせていただくと、こういう措置をお願いしたいものですから、何とかこの措置をいただけないかという内容でございます。

次に、灯油の関係でございますけども、平成24年度は420世帯です。23年度が445世帯。実際に給付をさせていただいた……。(発言する者あり)23年度。25年度は今年度ですけども、今年度は実績として435。(発言する者あり)当初予算、失礼いたしました。新年

度予算、当初予算は445件であります。これが実績ですけれども、先般まとりましたけれども、435です。前年度と比較して、実績では15件ふえている状況でございます。

なお、このたびの平成25年度の福祉灯油の事業の実施に当たりましては、昨年の第1回定例会でご意見、アドバイス等いただいた経過がございまして、何とか意にかなうように制度の改正をできないのかということで検討をしてきました。その結果、やはり一番求められていたのは、1年間を通して給付できないのかということについては、やはり現実的に、1年を通してその事業をやるということは、まず基準日の設定だとか、そういう難しさ、そういうこともあって、でもその期間をやっぱり何とか延ばしたいなということでやらせていただきました。12月1日現在という基準日は変えなかったんですけども、それまで申し込み期間を12月の28日、年末までというふうにさせていただいたんですが、例年、数件、年明けに、私どもが正月休み明けで来た後に、数件、忘れていたとか、そういうことがやっぱりあったんですね、現実的に。そんなことで、これをことしは1月31日まで、いわゆる申請期間を延長させていただきました。この結果、2月に入って忘れていたということも、今回は担当のほうからは聞いておりませんので、やっぱり効果が少しあったのかなというふうに思っております。それから、この期間を延ばした関係で、今度は交付券を配る時期が遅くなったらまた困りますので、交付券は今までどおり1月中旬は1回目、2回目に2月上旬、つまり2回に分けて交付させていただくということをしていただきました。

最後に、この制度設計に当たって、今までは療育手帳のAランクの方のみでありましたけれども、今回、Bランクも対象とさせて実施をさせていただいたのが、平成25年度の福祉灯油購入助成事業でありました。

それから、次に、臨時給付金の内容についてご説明を申し上げます。

臨時給付金につきましては、消費税が8%へ引き上げられることによる負担の影響にかんがみて措置されるものでございまして、対象者は平成26年度市町村民税が課税されていない人でございます。これは世帯で見るとなくて、一人ひとり見てまいります。ただし、誰かに扶養されている方は、当然、非課税であるんですけども、その扶養している人が課税であれば、残念ながら対象にならなくなるということでもあります。金額は、基準日は本年1月1日でございます。給付金額は1人1万円であります。1回限りであります。そして、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特養児童扶養手当の受給者につきましては5,000円が加算されます。こういった関係で、この申告が終わって、今年度の町民税が通知される以降、つまり6月以降に、具体的に事業スタートというふうになります。

まずはそういったことでお答えしておきます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、正職員の方が減収になっては困るということで、そのためにこれを手当をすると、今まで働いてきたのと同様なのか、手当も含めて同等なのか、ちょっともう1回確認したいんですが、そういうことになっていくというふうに、これは例えば退職金だとか、それから年金、年金はこれは変わるのかな、当然。そうすると、そうい

うものにも、これをやることによってきちんと反映されていくんだというふうに考えていいのかなのか、その点についてもう一度お答えをいただきたいと。

それから、前に条例審査したときに、嘱託職員については、結果的には上がり方は町の上がり方の半分なんだというような説明をされていたように記憶している、正式な数値が、私、計算の仕方とかわかんないから言えないんですけど、そういう説明をされていたように思いますけれど、これはもうどうしようもないもので、町で何とかその分を、結果的には、働くということは、計画を持って働いているわけですよ。そのあたりを、そうすると働いている人は、生活の設計、あるいは今後の子どもの療育だとか、学校に行ったときの、進学した場合にはどういうふうになるという、そういう設計を全部考えた上で今まではやってきたと思うんですよ。そういうものを途中で変えざるを得ないようなものに追い込んでしまっているのかなというのが、私は非常に不安を感じるんですけど、そういう心配はないのかなのかというあたりが心配なんですけど、もう一度説明をしていただきたいと。

それから、福祉灯油については大体わかりました。それで、対象世帯、正確には何世帯になるのか、もう一度教えてください。26年度の対象世帯は何世帯を見込んでいるのかということをお願いいたします。

以上です。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 嘱託職員の関係でありますけども、今回、もう一度繰り返しになりますけども、正職員並びに嘱託職員、いずれも社会福祉協議会では嘱託職員という身分になります。したがって、現在の正職員は、現在、通常でありますと、年間の昇給というのは4号俸昇給するのでありますけども、加えて、嘱託職員も4号俸昇給するのでありますけども、社協の嘱託職員給料表の適応は2号俸であります。ですから、将来、この2号俸、2号俸がおくれていくというんですか、そういう町職員の身分と比較するとそのような関係になります。これについては、私どももこの移行に当たって、社協のほうにも、事務レベルではありますけども、難しいのだろうか、というような関係でお話をさせていただきました。この町の給料表と社協の給料表はほぼ同じ額なんです。そうすると、社協の中でも、やはり正職員もおりますので、嘱託職員も既にあるんですけども、そういう関係で、やはり格差が出てしまうということで、これは大変申しわけないんですけども、社協の規定を変えることにはならないと、そういうお返事を実はいただいております。

それで、私どもは、職員に説明するに当たって、細かく説明をさせていただいたつもりでありますけども、まず、退職手当でありますけど、北海道市町村退職手当組合から民間の企業さんが入っているような中退共という、中小企業退職手当共済という制度ですけども、これと、北海道民間福祉施設職員への退職制度というのが二つありまして、二つに加入していただきたいという話をしております。退職金だけでいうと、厚岸町の場合、嘱託職員、正職員もそうですけど、高卒10年目で、退職金は、今、3年間で下がっていますけども、現状で計算しますと102万円であります、10年後ですね。それが社協に

行くと179万円になります、10年後。10年では支給のほうが高いレベルを確保していただくことができました。15年目ですけれども、町では245万6,000円なんですけれども、社協のほうでは270万円くらい確保できる。ここまでは、退職金レベルでは何とか社協のほうを上回るんですが、実は20年、つまり15年を過ぎたら、町のほうがちょっと追いついてきて、逆転していきます。20年で計算しますと、町のほうでは528万円、社協のほうでは380万円くらい。ここでちょっと大きく差が出てくることになります。ただ、これについても、職員のほうに説明させていただきましたけれども、そういった関係で、給料、20年目で大体4万円の月額差が生じます。これを年間にすると、年間12カ月プラス手当が3.8カ月分くらいですんで、16カ月分くらい、年間64万円くらい、これは20年後であります。差が出ますが、これについては、何とか職員に、こういう条件なんですということ、大変申しわけないんですけれども、そういうお話をさせていただいて、こういう形で、実は社協に受け入れていただく状況であります。

それから、年金でありますけれども、現在は共済組合という、民間とは違う制度であります。社会福祉協議会は厚生年金への加入になります。したがって、現在の制度では、共済の部分、上乘せ部分、若干あるようでございますけれども、その部分が今後はなくなるということでございます。ただ、共済組合の掛金、非常に高い。厚生年金も高いんですが、今回は厚生年金に移りますので、その分、若干手取りはふえていくのかなと。ただ、将来の年金に、その分、やっぱり共済組合と厚生年金の違いは残念ながら生じてしまう。現状の制度ではそんなふうになってございます。町で何とかという部分でありますけれども、そのことについては、私どもの検討の中では、それは町民、あるいは町議会のほうにお願いすべきことではないのかなというふうに考えた結果、特別な対応についてはないところでございます。

最後に、福祉灯油でございますけれども、平成26年度の当初予算への計上は、単価100円で見えておりまして、433件で計上をさせていただいております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。それで、結果的には、長く働くことによって、残念ながらそういう方向になっていくんだということなんですけれども、やはり私は、先ほども申し上げましたけれど、働いている方々の生活設計が大きく狂うようなことにならない方向は、今後もやっぱり何らかの形で町が考えていくべきではないのかなというふうに思います。その点については答弁は要りませんが、福祉灯油については、結果的には、そうすると大体前年実績を当初から見てもこうというようなことでよろしいんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 件数的にはそのようにとらえさせていただきましたけれども、残念ながら金額については、今回、100円を超えている状況でありますけれども、100円で見させていただいている状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目心身障害者福祉費。  
8番、竹田委員。

●竹田委員 117ページ、身体障害者等交通費助成、じん肺機能障害者の交通費の助成についてお聞きします。

昨年度でしたか、一般質問で質問いたしました交通費の助成について、どう考えても町民サービスについては平等なやり方ではないのではないかという質問をさせていただきました。その後、検討するという事になったわけですが、その後の経緯、経過を教えてくださいと思います。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 平成25年の第4回定例会でご意見をいただいた経過がございます。それらの意見を踏まえて、平成25年4月1日から制度を改めて、町内を除くという部分を削除して、町立病院への通院者も対象として現在に至っております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 質問した後に何の説明もなかったんですけど、それは説明する必要はないということなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 決して説明する必要はないというふうには思っておりますが、大変申しわけございません、説明する機会をちょっと逸してしまったということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 25年の4月1日から改めた、この内容について、ぜひお聞きしたいと思いません。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 改正前につきましては、町内の病院を除くですから、現実的には鉦路市内の病院への通院者が対象でありました。改正後は、厚岸町内を除くという文言を削除しまして、その結果、町立病院の利用も対象者になるというふうになります。

した。ただし、距離の問題ですね。全ての方を対象にしたいということではなくて、今般は10キロ以上の方を対象に検討をさせていただきました。その結果、現在、10キロ以上ということでございます。

それから、単価の関係でございますけども、釧路までですと50キロほどになると片道350円ですから、大体月に14回くらい行くんですね。そういう関係で、単価も実はそういうふうに計算しますと、実際に燃料費、ほとんどの方がマイカーを利用している方ばかりです、バスではなくて。そうすると、リッター当たり10キロで計算しまして、1カ月の通院距離、それらを割り返したところ、どうも現行の支給額、つまり単価が、実際よりも、燃料費に近い状況、ほぼ満額出しているような状況、これはやっぱり助成といえるのだろうかということで、加えて、上尾幌の人も厚岸町内からの人も、釧路に通う場合は、今まで同じ単価であったので、それでいいのかということを検討させていただいて、申しわけないんですけども、上尾幌の方、そこはちょっと燃料費等を換算して、残念ながら下げさせていただいた。

そういうような関係で、単価の調整があります。その結果、新しく町内での利用対象者が、当時、そのときには、私の記憶では、若松のほうから通っている方、1名いたんですけども、現在では、糸魚沢、それから若松、お二人ということで、3名の方がこの事業の対象者として助成を利用いただいている状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 大変見直ししていただいて、ありがたいと思います。

この平成25年4月1日から改めた時点で、この利用をしていた人はいいんですけども、新たに利用が可能になった人たちの周知というのはどのように行ったんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これは全ての方に、こういうふうに制度を改正しましたと。また、町内も対象としておりますということを皆さんに改めてお知らせをさせていただいて、希望者から申請をいただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 じゃ、もう現実的にサービスを受けているということですよ。

それと、くどくどとは申しませんが、今後、こういった、特に福祉という部分について、差別感のないような形をぜひ、ほかにももしあるのかなのか、たまたまこの問題については住民からの提案ということで一般質問させていただきましたけども、今後についても、ほかの科目等で、そういう不備があるのかなのか、ぜひあわせて検証してもらいたいということを要望しておきます。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。



●保健福祉課長（松見課長） 障害福祉制度、国の事業、あるいは町の事業、さまざまに変革している時代にあって、一つ一つ、差別的な助成の内容とかにならないような、その辺はちょっと注意して見ていきながら、今後の対応を図ってまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 このサービスの部分について、特に条例改正等しなければ改正ができないようなものというのは、中にはあるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 助成という、今の障害福祉制度では、町の単独事業では、全て規則でやっておりますから、条例改正には至りません。

一つだけ、地域生活支援事業条例というのがあるんですけども、これは障害者の福祉サービス、実は1割負担、あるいは所得に応じた負担が決められておりますので、この部分については、変更する場合については条例改正が必要でありますけども、厚岸町の今の利用者負担のあり方は、国基準と同様な考え方でございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、2目、ございませんか。  
12番、室ml委員。

●室ml委員 2目の最後のほうにある地域訪問支援というのがありますね。この内容についてちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これは奔渡にございますコアぼんときらくで、町が事業者をお願いしている障害者のサービスでありますけども、地域活動支援センターという施設がございます。そこに、どうしてもやっぱり閉じこもりであるだとか、そんな関係で、職員が訪問し、利用者とお話しし合いながらコアぼんに来ていただく、外出していただく、そのためにワゴン車を実は1台整備をさせていただいております。この地域訪問支援事業については、そのワゴン車の維持管理に係る経費でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室ml委員。

●室<sub>m</sub>委員 引きこもりっていうのかな、随分例が目につくんです。引きこもっているから、その人を直接見るわけじゃないんだけどね。これはそういう連絡がある程度ついて、本人がそういう、地活と言っていますよね、略して。そこに来ようという気になって、来る人を迎えに行くワゴン車の話なんですね。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現状の利用形態としては、何らかの相談があったり、そういう保健活動で本人と面会する必要があると、そういったものに限り利用されておりまして、本来は、そういうなかなか相談に訪れてこれない方も、何とか訪問に結びつけたいというねらいはあるんですが、現実的に事業の中には、現在、事実行為として、まだそれが入り込んでいない状況であります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室<sub>m</sub>委員。

●室<sub>m</sub>委員 福祉のいろんな事業が、特に介護保険なんかは一番大きな目につくものですが、かつて措置だった時代は、行政のほうから行けたんですよね。ところが、現在は申請主義になっているんですね。介護保険の一番のウイークポイントは申請主義だとまで言う学者もいますよね。だから、そこをどう補うかということが、今、介護保険の話が主ではないんですが、ほかのいろんな場面でも、申請主義の壁をどう乗り越えるかという部分が、大変ご苦労なさっているところであろうというふうには伺っております。

それで、実は今の社会のいわばある意味での象徴なんでしょうか、青年層とでもいうのかな、という20代、30代ぐらいで、家から一步も出なくなる、人と会いたくない、うちの中で何をやってんのかよくわかりませんが、ひがな一日、時間をつぶしているという状況に陥ってしまっている人が、本人が望んでそうなったんでは当然ないんでしょうが、私が知っているだけでも何人もいるわけですよ、この小さなまちで。だから、私なんか知っているのはごくごく一部でないかという気がするんですね。そういう方の家族、若い人でしたら、大体私か私以上の年になった親御さんがいるんですが、そういう方にいろいろと言うんですが、積極的に応対する人はまずいないんです。見せたくないというような雰囲気があるんですね。こういうときに、これ、行政の、例えばこういう事業を行っている、統括しているのは福祉課でしょうけども、お知らせしたほうがいいんでしょうか、それとも、ご本人や家族が望むというまでは、それこそ個人情報の保護や、そういう意味で、これは知らんぷりしておいたほうがいいんでしょうか。これ、非常に私自身も悩んでいるところなんです、そういうものを担当する部署としてはどのように対応なさるのか、これを教えていただきたい。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 4 時39分休憩

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 大変申しわけございません。今、私どもの担当職員も控え室におりまして、この問題については、私ども、現状としては、やはり制度の内容自体がまず周知不足だろうというふうに反省しております。ただ、そこで周知すれば、あとはいいのかということではないんです。今、委員がおっしゃっていただいた、地域の人気が気づいたときに、積極的に情報を家族にお伝えするというのはなかなか非常に負担だと思います。もしかしたらその方との関係も、将来、悪い影響を及ぼすのかなと。そんなことを考えますと、この辺は、やはり私ども行政が何らかの門戸を開いていく必要があるのかなと。そのためには、これは障害福祉サービスだけではございませんけども、地域の連携というんでしょうか、具体的な連携のことを申し上げないと説得力ありませんけども、そういうような1人の人が負担を持つのではなく、地域の人があるような共通な理解というんでしょうか、それを当事者であるご家族等にもまた負担をかけないような、行政の仕組みをもうちょっときちっとしなきゃならないのと、行政だけではできないという部分もありますので、その地域の人のお力も借りながら、行政の役割としてやっていく方向で考えたいなと、そういうふうに後ろのほうでちょっと打ち合わせをさせていただきました。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室m委員。

- 室m委員 それはよくわかるんですよ。行政一人ではできません、地域が皆で支え合いましようという話は、もう何年も前から、あらゆる場面で聞かされています。もちろん私の周辺でも、どの程度できているのかといえば、それは問題があります。今、私がお聞きしているのは、そういうことではないんです。行政にとにかく情報だけを教えてくれと。例えば室mのうちにこういうのがいて、奥の8畳間から全く出てこないんだって、近所の人がある、そんな大声でなくていいから、行政の福祉課なら福祉課の課長さんなら課長さんに、とにかく教えてくれと。そうすれば、あと、こっちでもって、そんな本人やうちの人があるような言い方で周りに喧伝するようなことはしないで、例えば、まず親御さんと保健師の方が行って相談するとか、いろんな手を打つからと。場合によっては、ある程度そういうような下準備ができてから、町内会やご近所の方にもお願いするというようなことをやるから、どこに誰がいるかわからなければできないので、まずはその情報を教えてくれというふうに行政は今対応できますかという話を聞いているんです。それを持ってきてくださいって言われなければ、これは近所で知っている人だって、私だって、軽々に、人のうちの中の、しかも自慢する話でないんだから、言えないんですよ。その点の体制がどうなのかということなんです。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変ありがたい話というふうに受けとめさせていただきました。そういった子どもがやはりわからない部分というのはたくさんあるというふうに、何人かの町民からも聞いておりますが、これについては、ぜひ町のほうへお伝えしていただきたいなということ、何らかの会議等で、あるいは町民の方々に知っていただくような方法を考えていきます。ただし、現状のその対応については、今、具体的に、そういった場合に、こういった職種の方が出向き、こういった方法でというのが、残念ながら、私、技術的な問題としてまだちょっとあるのかなというふうに思っておりますので、この点については、課の中で十分に話し合うということでありまして、まずは情報をいただきたいということをお願いしまして、答弁にかえさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室m委員。

●室m委員 ちょっと広がるので、委員長、ついでにと言ったら悪いんですけども、同じ状況の問題がありますので。家庭というのは、よく独裁国家なんかでは、権力が閨房の中まで入ってくるというような言い方をよくしますよね、社会学者だとか政治学者はね。そういう意味で、誰も入れない聖域なんですね。それが家庭なんですよ。他人は勝手に踏み込んではいけないというのが原則です。ところが、そういう閉鎖空間の中で、今の引きこもりもそうですけど、そういうものが起こったときには、今度、話が外へ出ていけないので、誰も入ってこないから。だから、手を差しのべようがないという部分がありますよね。それはやるから教えてくれという、今、非常に力強い言葉をいただいたんで、大変私はありがたいんですけど、今のは引きこもりの話でした。

同じようなものでは、今、法律もできましたんで、家庭内虐待も同じですよ。その場合にも、もし近所で、子どもの悲鳴が聞こえるような、あるいは火のついたような泣き声が毎朝聞こえるような、もし兆候が、それとおぼしきものがあつたときには、これはすぐお知らせしたほうがいいというふうに、虐待防止法とかいう法律の説明をちょっとしたところで聞いたときに、聞いたような気がするんですが、これも間違いありません。この点、ちょっと同じような場面なもんですから、一緒に確認しておきます。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 家庭内の虐待の場合については、まずは高齢者への虐待、児童への虐待、障害者への虐待という三つの法体系があります。これは全て国民の義務として、通報しなければならない。これは事実を見なくても、疑いを持ったら通報していただきたいという法の趣旨でございます。その通報先は役場であります。役場というか、あみかであります、厚岸町の場合。警察でもいいんですけど、まずあみかなんです。この法に基づく通報があつた場合は、子どもは法に基づいた行動をしなければなりません。まずは、誰かからお伝えしてもらったというのは、それは関係ない話なんですけども、聞いた以上は、会議を開き、緊急度を判定し、緊急度がある場合は自宅を訪問して直接確認する。ただし、強引な場合については、後々、またおかしなことになりま

すので、その手法は難しいんですけども、現実的には、法はそこまで求めておりまして、聞いた、通報があった場合は、必ず市町村は何らかの対応をしなければならないということでございます。ですから、先ほどの引きこもりとはちょっと違う、法体系としてはきちっと整備されたもの。あとは、市町村職員がきちっと法に基づく行動ができるかどうか、しなければならないというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室ml委員。

●室ml委員 最後にします。最後はお願いなんですけど、という、今の虐待防止法による整備された法体系、そして、これには義務までついているんだよということ、案外みんな知らないんですよ。それから、今の引きこもりに関しても、あみかに教えてくれと、受けますよと。そして今、こうしますということが言えないにしても、こうするように、とにかく体制をつくっていきますからということのお話がありました。この2点については、町民の皆さんに、みんなが常識として持つような広報活動をきちんとしていただきたいと、これはお願いしておきますが、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これについては、本当に今すぐにでもしなければならぬということで私ども考えておりますので、何とか今年度、いい方法を考えて、周知を図ってまいります。

●委員長（佐藤委員） 他に、2目、ございませんか。  
5番、中川委員。

●中川委員 ここでちょっとお聞きしたいんですけど、身体障害者福祉電話貸与とあるんですけど、これ、どういう電話なんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） N T Tからお借りする普通の電話でございます。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、ちょっと委員長にお願いがあるんですけど、今、電話の件で質問しましたら、ちょっと私の質問しようとしている電話と違うんですけど、この障害者の電話に関係するんですよ。それで、質問させてもらえれば。

●委員長（佐藤委員） 目に関係あるんだったら結構です。

●中川委員 課長にちょっとお聞きしたいんですけど、これ、どういう電話かわかりませんけれども、私の身内の話であれですけど、三、四年前におばが亡くなったんですけど、ひとり暮らしで、枕元に、課長、わかると思うんですけど、何かボタンを押せば病院に通じたり何かする電話あったんですよ。その電話の件なんですけど、おわかりでしょうか、私、言っている意味が。わかりますか。はい。

それで、今、その電話も、皆さんに、ひとり暮らしといいますか、そういう方にまだ使わせているのかどうなのか。IP電話は家族いなかったらあれですから、その電話、まだひとり暮らしの枕元で使っているんだろうと思うんですけども、この件でどのぐらいその電話機が入っているのか。それから、使っている老人といいますか、ひとり暮らしがどのぐらいいて、その対応をちょっとお聞きしたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在、福祉電話というのは、今、お一人といいますか、これは平成2年に制度をつくって、要は低所得者の方に、当時、電話をお持ちでない方に、電話を持って安心していただくというようなことで、低所得者に電話をお貸ししている事業なんです、福祉電話というのは。

一方、今、委員がおっしゃったのは、緊急通報システムという特殊な電話機で、これは消防に直結している、電話機の真ん中の大きな赤ボタンがあって、それをポンと押すと、受話器を外さなくても、電話番号を回さなくても消防と話せる仕組み、すぐ救急車を呼べる、それが緊急通報システムであります。現在、100人ほど利用者がおります。ですから、利用者がもしおありでしたら、ひとつあみかのほうにご相談いただければいいかなというふうに思いますが、この通報システムは古い時代からやっておりますんで、機器が古くなってきております。一斉に変えないで、徐々に、年間数台の入れかえということでやっているものですから、一気に増大ということにはならないんですけども、その中で、現状、何とか対応できておりますので、ご相談いただければ、対応できるものについては対応したいなど。ただし、一定の条件といいますか、そういうことがありますので、詳しくはあみかのほうにお尋ねいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、課長の答弁をいただいて、平成2年からこのことをやっているんだと。それで、私、先ほど申し上げましたように、おばが湾月町の端でひとり暮らしでおりまして、どこかから聞いたのか、こういう電話があるのでつけてほしいという、私に要望あったんですけど、私、こんな人間なものですから、身内のことは一切そんな、全然行政なんかに話したことなかったんですけど、そうしたら、湾月町の自治会の支援をいただいて、つけてもらったんだそうです。そして、ものすごくいいもんだよと。そしていろいろ聞いていったら、その当時は、三、四年前だからそんなに古くないんですけど、何か台数が限られていて、そして使う人が、欲しい人が多くいて、なかなか当たらなかったと、欲しかったんだけど。だから頑張っただけでふやしてもらってやってと。すごくいいも

んだよと言われたのを今ちょっと思い出したものですから、そうすると、いろいろな規定というか、あれはあるんですけど、それにちゃんとおさまれば貸してというか、つけていただけるんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今の、何台の保留に対応できるかという部分については、修繕をしたり、そんな対応でできると思いますので、まずは待機者は今現在おりませんので、空きがあれば利用できると思いますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

（「はい、わかりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） ご異議なしということでございますので、本日の委員会はこれにて閉会し、明日、本議場において10時から再開いたしたいと思います。  
ご苦労さまでございました。

午後 4 時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年3月11日

平成26年度各会計予算審査特別委員会

委員長

副委員長